

平成25年12月18日（水曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成25年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健夫君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	太田雄君

教 育 長 小 池 満 君
教 育 課 長 櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第2号)

平成25年12月18日(水曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第105号 松島町役場の位置を定める条例の制定について
 - 〃 第 3 議案第106号 松島町町税条例の一部改正について
 - 〃 第 4 議案第107号 松島町営住宅条例の一部改正について
 - 〃 第 5 議案第108号 松島町都市計画審議会条例の一部改正について
 - 〃 第 6 議案第109号 塩釜地区消防事務組合理約の変更について
 - 〃 第 7 議案第110号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について
 - 〃 第 8 議案第111号 建設工事委託に関する協定の締結について
 - 〃 第 9 議案第112号 平成25年度松島町一般会計補正予算(第6号)について
 - 〃 第10 議案第113号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
 - 〃 第11 議案第114号 平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
 - 〃 第12 議案第115号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
 - 〃 第13 議案第116号 平成25年度松島町水道事業会計補正予算(第2号)について
 - 〃 第14 議案第118号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城 XXXXXXXXXX ほか1名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番櫻井 靖議員、4番片山正弘議員を指名します。

日程第2 議案第105号 松島町役場の位置を定める条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第105号松島町役場の位置を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 位置を定める条例についてということですが、この説明によりますと、地方自治法第4条の規定に基づきということですから、もうとっくに運用されているのかと思いましたが、改正なのかなと思えば制定だということになりますので、これは以前なかったということになりますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 地方自治法が昭和22年制定されました。そのときの制定のときに前からある場合は、みなし規定ということで地方自治法施行規定という第1条あります。そこでこの地方自治法が制定する以前から存在している場合は、もう条例があるということになっています。ですから、松島町は、ずっと昔というか制定前からこの位置になっているということで条例を改めて制定していなかったということになります。ですから、今回改めて条例を制定するというので、改正ではなくて制定するというになります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 以前はあったの。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 条例、この位置の制定はありませんでした。ですから、地方自治法が昭和22年に制定された。そのときにこの第4条が盛り込まれた。第4条で位置を指定している場合は条例が必要ですよということです。松島町は、昭和22年以前からこの場所にありましたから、今まで条例をつくっていなかった、位置の条例を。ですから、合併とかいろんな途中で変わった自治体はありますね、昭和22年以降。その場合は制定しています。松島町はずっとここだったので改めてしていなかった。それはしなくてもいいという規定がありましたので、条例は今までなかったということになります。ですから、今回初めて松島町として位置の条例を制定するというので、今までは条例はなかったということです、松島町では。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） なかったの。でも、4条の条文を読むと、「その事務所を定め、またはこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない」ということになっておりましたので、この条例が22年にあったんでしょ。そのときになぜ、前からあったからということじゃなくて、当然制定しなければなかったんじゃないですかと。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 地方自治法が昭和22年に制定されました。そのときにこの第4条も盛り込まれていました。そこで第4条には、「位置を定め、またこれを変更するときは、条例でこれを定めなければならない」。基本的には、条例で定めなければならないということが大前提です、菅野議員が言われるとおり。ただ、この条例が、法律が、昭和22年以前からあった場合は、地方自治法施行規定第1条があります。その中で、この地方自治法施行の際、従前の事務所の位置は、本条——この条例です——で定めたものとみなすので条例を定めなくても位置はもうなっているよということでございます。松島町では、その以前から今までこの位置から、高城字町10から移動していないということで、今まで条例は制定しなくてもこの地方自治法本文と規定の中でみなすということになっていきますからしていなかったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） そうですか。では、役場庁舎を移動することがなければ、改めてこの4条に基づいて条例を制定する必要はないということにもなりますよね。それでいいですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） そのとおりでございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他にございますか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

1つお伺いしたいのは、事務所の位置を定めるということなんですけれども、もう建物は建っていますし、新しく今回議会に出席しておるわけでございますけれども、あの建物をあそこに建てる時に事務所の位置を決めて当然おいてあるんだろうなと思って、これが今出されるのがちょっと不思議でしょうがない。あそこ決定されたときに決めておくべきだったんじゃないのかなということで、新たな私ども決まった場所に賛成とか反対とかという判断をする何物もないなと思って質問させていただくわけでございます。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにそういうことはあります。ただ、行政実例の中で、この位置を判断すると。これは建築前にするかです。要するに、例えばことしの夏に条例を制定するか、完成後にするかというのは、その自治体の実情に合わせるということがあります。ただ、実例の中で財源も何も決まっていなくて、とりあえずあそこに建てるから位置の決定の条例を出すというのは好ましくないというのが今までの実務、全国の実例の中でそういう判例が出ておりますのでこの時期になったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 予算のお話をされましたけれども、あの建物は予算をつけてつくられているんじゃないんですか。今予算がつかないうちはどうのこうのというお話ございましたけれども、あの建物は当然予算を計上して、あるいは設計図面をつけて議会に諮られたのとは違いますか。私、前議会がわかりませんので、どういう経緯であの建物が建っているのかわかりませんが、ちょっと納得しかねる話なんで、もう1回お答えください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 制定する時期は、行政実務判例とかとありますね。地方自治法で判例というのと要するに法の解釈に対して、いろんな総務省、自治省——今は総務省ですけども——に回答を求めてそういう時期がいついいかというのが昔から議論されてきていると。その判例の中で、判断の中で、総務省、前の自治省では、時期としては建てる、着工する前からこの条例を出すのは適当でないと、好ましくないというのは出ています。まず第1点です。あと、今までの、じゃ松島町でどのような流れになったかということ、まず設計とか組みましたけれども、その間に全員協議会の中であその場所と別な場所どこがいいかということで

いろいろ議論させていただいて、議会の中でもあそこ場所がいいと、いや別な場所がいいといういろんな議論が全員協議会でも本議会の中でもいろいろ議論されたと。結果的に全員協議会の中であちらのほうがいいのではないかとといういろいろな流れがあったという判断であそこにしたと。当然、予算は其中で当初予算、補正予算の中でこの建築に関する補正予算をやって、議会の議決をいただいて、承認をいただいていると。それに重きを置いてあそこに建てたという流れでございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 経緯はよくわかりました。それと、一応私はあそこ仮庁舎というふうに伺っているわけですが、そういう仮設という何かは大分自治法とかそういう前例を調べられておるようでございますので、仮設についての何かそういうものがあつたとすればちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 仮設と本設の定義は、庁舎そのものでは定義は私の知る限りはわかりません。ないと思ひます、それに対して。ただ、考え方として、半永久的にあそこに庁舎を置くかどうかという考え方なので、仮の庁舎ということです。本庁舎となれば、これは永久的にどこの場所ということで、その本庁舎には今回の議会の中、今年度もいろいろ議論になつたと。その中で本庁舎はどこにするかというのは、議会もですけれども、住民のさまざまな意見を聞いてからでないと本庁舎というのはできないであろうということで答弁させていただいております。ですから、あそこが基本的に10年になるか、当然10年以上はもつ建物ということで建設させていただいたと。今後は、住民も踏まえて、いろんな議論を踏まえて、あそこままでいいのか、それとも別な場所がいいのかというのは非常に重要な問題なので、一応仮庁舎ということで今回、今まで答弁させていただいております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

次に、表決を行います。念のため表決方法について説明いたします。

本議案は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。

なお、特別多数議決は、議長も表決に加わります。したがって、本日の出席議員は、私

も含め14人であり、出席議員の3分の2以上は10人です。ご確認よろしいですか。

それでは、これより議案第105号の表決を行います。

表決の方法については、記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入し、自己の氏名もあわせて記名願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により、否とします。また、氏名の記載がないものについては、無効票となりますので、ご注意願います。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（櫻井公一君） 準備ができましたので、議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は14名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 14票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 以上の報告のとおり賛成は出席議員の3分の2以上です。したがって、議案第105号松島町役場の位置を定める条例の制定については、原案とおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） 会議を進めます。

日程第3 議案第106号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第106号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第106号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第106号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第107号 松島町営住宅条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第107号松島町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 公営住宅の入居に関して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律、これを適用していくということになるわけですが、条例に関する説明資料の中で……（「今野議員、スイッチ入っていますか」の声あり）入っています。済みません、声小さかったですか。従来の対象だった婚姻関係のある者に加え、生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害についても同規定を準用することになったんだとこういうことではありますが、生活の本拠をともにすることについてはどういうふうな判断なのかというのがよくわからない。どういう場合に生活の本拠を一緒にしているんだという判断になるのか、その辺についておわかりでしたらもう少し説明をしていただきたいということです。

それから、これいろいろこの条文の中で、新条文の中で6条の2項の8ですか、このところが大きく変わるとこういうことになるようではございますけれども、法令との関係で入居者に対する費用の問題も発生するのかなと思うのですが、この費用については法律のほうの第28条ですか、この2項の中で、国は予算の範囲内において次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができるという規定になっているんですが、この規定というのは、本町においてもこういう方々が入居される場合には当然国のほうから費用が2分の1の範囲で来るとこういうことになるのか、その辺の内容についてお聞かせをいただければというふうに思いました。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁を求めます。最初に、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 生活の本拠をともにする、1問目の質問になりますけれども、基本的には生活の本拠をともにする交際相手という形でございます。

あと、それからもう一点につきましては、これはもうちょっと……。

○議長（櫻井公一君） 若干お待ちください。（「済みません、時間少しいただいてよろしいですか」の声あり。

それでは、ちょっと今資料の答弁整理するということですので、すこぶる早いんであ

りますが、ここで議事進行上、休憩をとりたいと思います。

再開は迫って連絡しますので、控え室のほうでお待ちください。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、8番今野 章議員の質疑に対する答弁から入ります。中西建設課長。

○建設課長（中西 博君） 大変失礼いたしました。

それでは、お答えいたします。

生活の本拠をともにする場合とはということでございまして、被害者と加害者が生活のよりどころとしている主たる住居をともにする場合を意味するものとして考えているということでございます。

なお、生活の本拠という概念自体は、民法や現行の配偶者暴力防止法の保護命令などにおいても用いられている概念であり、人の生活の中心である場所をいうというふうに解されております。

生活の本拠の所在については、住民票上の住所によって形式的・画一的に定めるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、共同生活の実態により客観的に判断されるべきものを考えておるところでございます。

なお、具体的な判断に当たっては、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払い名義等の資料から認定することができる場合はもとより、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態を認定し、生活の本拠をともにするという判断になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。費用については。

○8番（今野 章君） さっき費用のこともあったね。

本拠地の関係なんです、今のお話はQアンドAを読んでいただいたんだと思うんですが、それで、それ自体をだから誰が判断するのかということなんです。例えば町でそういう状態があったときに入居をさせる条件として判断するのは町で判断するものなのか、それともやっぱり裁判所とかそういうところで判断するのか、誰がそういうことを判断して入居をさせなさいとか入居ができますということになるのか、その辺も含めて今はお答えをいただけれ

ばというふうに思ったわけです。

それから、残っていた費用の関係です。それについてどうなるのかお答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） まず、判断について、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、誰が判断するのかということにつきましては、町が判断するという形になります。これは入居条件ですので、6条の2という部分を見ていただくとおわかりだと思いますけれども、条件の1つになってくるということですので、これが一応資格の要件という1つになってきますので、本人からそういった申し出があるという中で確認させていただくという形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 先に阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 費用の面と、福祉のほうで申し上げますと、要するにこの生活の本拠をともにする交際というものについては、私らでは内縁の妻とか夫とかというふうに解するわけでございまして、それで例を申し上げますと、生活保護受給者、そしてまた児童手当受給者についてはこういった例があります。その場合には、その者を一緒に暮らしている者の所得などを基準にして判断するものですから、その内縁の夫、内縁の妻というようなものを一応合算してそれを判断基準として私のほうでは持っているという内容になります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 町で入居の判断をするんだということなんですが、最終的にはそういうことになるのかなとは思いますが、先ほど言ったように、生活の本拠地を同一にしているかどうかという判断というのは、極めて私は難しい判断になってくるんだろうというふうに思っています。そのときに果たして町がそれを判断できるものなのかどうかということが残るのではないかと思うんです。ですから、こういう方々を入居させるという場合、町が判断するというよりは、裁判所なりなんりのほうが判断をしていて、入居をさせなさいとかそういうこともあるのかなというふうな気がするのです。両方あるのかどうかその辺はっきりしないんですが、町が判断するということになると、町として何か難しいんでないですか。そういう法令の専門家もいないような気がしますし、その辺どうなのでしょう。本当に町だけの判断で構わないのかどうか、すごくその辺どうなのかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 再答弁を求めます。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまでDVの方が入居を申し込まれる方というのは、町のほうではないんです。県のほうには一応実例がございますので、そういった部分もあればそういつ

たものを参考にしながらという部分と、実際には恐らく基本的には本人が訴えてくると、入りたいんだという話になると思いますので、そういった中で十分検討して優先順位を上げてと、入れるというような状態をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで、本人が申し入れてきたという場合もあるでしょうし、多分そういう裁判なりなんなりで保護しなくちゃいけないということで、そういう人を入居させなさいというケースもあるのかなと思うんです。それで、多分この28条の2項の中での費用の支弁という問題が出てきているんだと思うんです。ですから、そういう点でこういう方々が入居する際の費用の支弁のあり方の問題としてどうなのかということをお聞きしているわけ。だから、さっきの答弁とはちょっとまた違うんでないかなという気がするんです、ここの28条の2項というのは。いわゆるこういう被害者、配偶者からの暴力等の被害者を入居させる場合の条件というのは、国のほうで10分の5以内で補助するとかいう規定もなっているわけでしょう、28条の2項では。そうすると、これは必ず国から来るものなのかどうかという判断、そこを聞いておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、これは町民福祉課長かな。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この内容については、詳しく私は内容を今承知していないところでございまして、この条例に基づいて国から入ってくるというふうなものだと今の段階では判断をしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今のところというのはだめですよ。いいの。じゃ、今野議員、再質問。

○8番（今野 章君） 大体そういう判断であれば、ここで例えば新旧対照表で今出させていただいて、新のほうで今言ったところはイですか。イ、ロ、括弧の中に配偶者暴力防止法等第28条の2において準用する場合を含むですから、そういう措置がされたときには国から来るんだということに多分なるのかなと思って私は読んでいるよと、それで正しいのかと聞いているわけ。それで、そうじゃなくて町が勝手に判断して入居させたと、この人は暴力の被害に遭っている人なので町として入居させたと。その場合は、国から費用来ないんですかと。その場合も来るんですかと、その辺の違いです。あるんじゃないかと思うので、その辺についてお聞きをしているわけ。わかりますか。ということなんです。いかがでしょう。さっきの答弁だと、町が判断をして入居させることが可能だと言っているんでしょう。その場合の費用の負担は町がやるのか、あるいはもう入居者個人で終わりなのか、それともこの28条の2項の規定のように国が10分の5以内で費用を持つような格好になるものなのかどうか、そ

このところを聞いているんです。

○議長（櫻井公一君） 確認が必要なら確認が必要ということで休憩をとりますが、どうしますか。（「確認させてください」の声あり）

それでは、議事進行上の大切なことと感じますので、暫時休憩をとります。

議員の皆さんは控え室でお待ちください。

午前10時50分 休 憩

午前11時11分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

今野 章議員の質疑に対する答弁から入ります。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 第28条の第1項の規定によりまして、ここに都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第1号及び第2号に掲げるものについてその10分の5を負担するものというふうな規定があります。それで、その内容につきましては、一応前条のこの3項にあります第4条の規定に基づき都道府県知事が委嘱する婦人相談員が行う業務、そしてあと4項に都道府県が行う保護及びこれに必要な事務に要する費用というふうな内容が規定がありまして、これに関しまして10分の5の措置がされるということで、先ほどその入居者個人についての10分の5はあるのかというのは、これには該当してこないということになります。

○議長（櫻井公一君） 要は訂正するわけだな。（「はい」の声あり）今野 章議員。

○8番（今野 章君） いや、よくわからないんですが、先ほどの話ですと、町で入居をさせる場合があると、判断して。そういうお話もされましたよね。そういった場合はどうなのかということなんです。県のほうで判断した場合は、こういうこと、10分の5以内で補助するケースがあるよとこう言っているわけですよ。町で判断した場合はどうなんですかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この町営住宅のこの事業で、一応この10分の5の事業としてこれが該当するのかどうかというものにつきましては、今県のほうに問い合わせしたところ、住宅入居に関してのこれには該当はしないと。このあれは適用させないという話なんです。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だんだんわからなくなってきたんですけども、適用すると言いながら

今適用しないというのは、どういうことなのかよくわからないけれども、県や何かで認定すればこれ適用するという事なんでしょう、さっきの答弁は。違うんですか。だったら、町で同じような被害で認定すると言っているわけでしょう。そういう人については、ここで言っているような10分の5以内の補助というのは、町で認定した場合はないのかと。同じ被害者でありながら、そういう措置はないのかということに私なるのかなと思っているので、県でやった場合と町で認定した場合では違うのかと、どうなんですかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 先に答弁した内容で訂正があるところはちゃんときちっと訂正し、答弁してください。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 済みません、誤解を招いたようでございます。町営住宅に入居するDVに当たる被害者が入居した場合の措置でございます。そうした場合は、一応県、都道府県で保護を行う場合はもちろんこれは10分の5というふうなものが認定をされて、その中であと市町村、一応あと社会福祉法人、その他適当と認める者が委託して行う場合もこれは認めるというふうな中身になっておりますので、これで解釈しますと市町村のDV被害者というものであれば、これに該当してくるものだろうというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第107号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第107号松島町営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第108号 松島町都市計画審議会条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第108号松島町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっとわからないところがありますので質問させていただきたいと思

います。この条例の一部改正でありまして、今現在、構成メンバーは8人、学識4名、議員3名、それから県の職員が1名、計8名、これに2名プラスして10名にするというような規則の改正という、「規則への委任」に改めて、「会長が審議会にはかって定める」を「規則で定める」ということなんですけれども、まずこの8名で選ばれている今までのこの委員さんが足りなかったのかと。いろんな審議会ありますけれども、こういう中で今まで議論されているこの人たちの意見で足りなかったのかなと。ここに書いておりますけれども、「これまで以上に広い見地における審議を実施したい」ということであります。そういうことで、どういったことでこういうふうになったのか、ちょっと考え方をお示してください。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 震災以降、震災復興関連事業としての都市計画道路、それから下水道事業、同じく土地利用計画、それから今策定途中にあります景観計画、さらには近い将来改定も必要であろうと言われております都市計画マスタープラン、こういった事業がふえております。都市計画審議会として検討する事業が増加しているところでございます。また、現審議委員には土木工学、それから法律の専門家が不在ということもあり、これらの専門知識を持つ学識経験者が必要であるということで提案させていただいております。ちなみの話として、県内22町村の都市計画審議会の委員数を確認いたしましたところ、本町の8人というのは大郷町の7人に次ぐ少なさでありました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今度は土木工学のほうも入れるということなんですけれども、ということは、今度は今学識経験者というのは商工会ですか、農業関係、それから大学の先生、いろいろいらっしゃる。その中で今度は町外の人、こういう専門家をお願いをしたいというようなことであるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） そのようになると思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、もうちゃんとそういう構想の中に、頭の中にこういう人がと、これからだというようなことでありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） はい、そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君）　ということで、今度は専門家にこういうものを審議諮っていただきたいということでありましたが、今回のこの改正なんですけれども、25年の8月12日にこの規則を公布したと。この規則が審議会に諮って定めるものを規則で定めたので審議会には諮る必要なくなったとこうなるわけですね、見ていると。そうすると、規則は議会にはまだ示されていなくて、条例を改正する以上はこの規則も示すべきではなかったのかなと私単純に思うわけでありまして。そこで、この条例の範囲内で定めるものでなければならぬと思うんですけれども、この25年の8月12日に改正公布してから条例を直すということはちょっとおかしいのではないかなと思ひながら、その辺のお考えをお示してください。

○議長（櫻井公一君）　亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井　純君）　運営規則につきましては、お手元の例規集にはないでしょうか。あるかと思うのですが、既にネット配信をされております。それで、この8条の運営方法をちょっとご説明したいと思うんですが、8条には「この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は」ということで始まっておりまして、規則委任のない現在の状態では会長が審議会に諮って規則にのっとり定めております。例えば県の職員の方が、所長さんなんですが、委員は、この方がどうしても出られないというときの代理を認めるかということですが、これは会長が審議会に諮って規則にのっとりオーケーですよというような出し方をするとということでございます。それでこういった運用をしているわけですが、条例案のとおり規則委任がなされれば、会長が審議会に諮らずとも規則で定められることになる。県から私ども事務局のほうに、このときは所長が出られないんですが次長でよろしいでしょうかという質問があったときに、規則にこうありますので大丈夫ですよと即答できるというようなことございまして、そちらにも妥当性はあるというように考えております。このようなことから、今回のように定数増員という、この条例では大きな改正があったわけで、あわせて改正提案をさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　単純に見ると、これ規則を改正したからそれに倣って条例を直せというようなことになるのではないのかなとちょっと思ったものだからこういう質問をしたわけでございますけれども、今根拠、もう一回話してください。ちょっとゆっくりしゃべってください。お願いします。

○議長（櫻井公一君）　亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井　純君）　じゃ、復読するようになりますので、申しわけ

ございませんが。条例の8条です。この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則委任のない現状では、現在の状態では、会長が審議会に諮って規則にのっとり定めておりました。そういったことで運用しておりました。今回出させていただいた条例案のとおり、規則委任があれば会長が審議会に諮らずとも規則で定められるということになり、どちらも妥当性はありますというようにお答えいたしました。（「わかったような…」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私のほうから、ただいま10番議員がお話したのに関連しますけれども、1つ、都市計画審議会、いわゆるまちづくりを担う学識の部分でお尋ねさせていただきます。まず、今町当局が考えておられるお話は当局のほうからお話あったわけですがけれども、これまでの災害とか、あるいは経済関係、近々放射光とか云々とかというお話も耳に入ってきているわけですがけれども、そういった点から、あえてこれまでの枠組みで大学教授等における都市計画、あるいは史学、いわゆる歴史学関係、それから、建築学等を含めた土木工学、そして都市防災等に精通した方とか、あるいは経済、物流関係特に、そういうふうに精通した方とかそういった方々をぜひ町の裁量の中で理解をいただき、学識の中に勘案していただければと思うのですが、その辺の考え方についてももう一度だけ確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 現在入っていただいております都市計画審議会の委員長がご専門は都市計画、さらに建築もなさっているということでございます。

それから、今ご質問の中の史学、都市防災については、担当されている先生はいらっしゃいません。それから、物流の系統の先生もいらっしゃいません。ということで、これは今後の課題になろうかと思えます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ぜひとも町といったときに、人と目に移る景観と経済活動を含めたトータル的な町が町でありますから、そういった点を熟慮されて念頭に置かれた対応を望みます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 都市計画審議なんですけれども、これからの開催とかそういう内容等の予定はどのように考えていますか。今までですと、基本的にはまちづくり委員会とか何かでそういうふうにつくられたものが都市計画審議会に上がってきたという経緯があるわけです

ので、今後この都市計画審議員の方の専門分野の方が入ってどのようにその辺を進めていく考えなのかお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 最後の審議会は9月3日にございまして、このときは震災復興事業でかなりの土地利用が変わるであろうということで、震災復興関連事業について報告をしてほしいということで報告をさせていただきました。それから、景観計画、今重点地区で勉強会をさせていただいておりますが、その途中経過も報告をさせていただいたところでございます。

次の審議会ですが、1月の中下旬を予定しておりまして、都市計画道路、下水道事業、こういった事業の、これも中間報告になります。決定事項はまだございませんので、そういったことをご審議いただくと。それから、3月の末に景観も含めた審議をいただくという予定でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 審議会の場合は諮問されてそれを答申というような感じになるわけですが、今まで都市計画審議会の中でそのように変更とか答申されて町が大きく変わったという問題点はございましたでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 過去に都市計画マスタープランをつくったときはこういった諮問・答申の形をとらせていただいたやに記憶があります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） ぜひこれからのまちづくり等に関しては、十分に都市計画審議会の意見を尊重して、よりよいまちづくりになってもらうことを望んで終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第108号松島町都市計画審議会条例の一部

改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第109号 塩釜地区消防事務組合規約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第109号塩釜地区消防事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第109号塩釜地区消防事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第110号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第110号塩釜地区環境組合の解散及び財産処分についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第110号塩釜地区環境組合の解散及び財産処分については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第111号 建設工事委託に関する協定の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第111号建設工事委託に関する協定の締結についてを議

題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

災害公営住宅40戸を建設していただくということで、6億7,165万円で宮城県と協定をするということになるわけですが、まず宮城県と協定をするということのメリットというのはどこにあるのかなと思いますので、まずその点からお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今度の震災で多大な被害を受けているということの中で、人的なもの、マンパワーの問題、それから財政的なものといった部分がございます、その中の一部は国・県なりにこれまでもお願いしてきて、できるだけスムーズに復興が図れるようにということで一応協力関係を持ってやってきているという中で、県でも、災害公営住宅につきましては県のほうでやってもいいですよという話がありまして、受けてもいいという中で協定を結んでという話が進んできているという中で、災害の設計が終わりまして、今回一応工事に着手できる状態になったということがございます。そのほかにも、漁港とか、あと橋とか、いろいろあるんですけれども、それらも一応陰では――陰ではと言ったらあれですけれども、非公式にはお願いしている部分もございますけれども、なかなか難しいといった部分がございます。ちょっとおくらせているといった部分が実際に否めない状況というところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いろいろ人的な問題というのはなかなか大変なものなので、県の大きいところをお願いするということもわからないわけではないんですが、そのことによって、結局今回の協定の中でもないと思うんですが、やっぱり地元の大工さんだとかこういう人たちの活用ということにつながっていかないということになるんだろうと思うので、その辺はどういうふうに整理をされて協定ということになったのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 地元の大工さんの育成といいますか活性化という中で、議会からもご提言されておりまして、今回はまだ52戸の部分の40戸分という部分がありまして、この人たち、40戸については今もうみなし仮設という形で賃貸に入っているということございまして、早急にやる必要があるだろうといった部分では県にお願いしていると。あと、それから

12戸については、今後一応検討しなきゃならないといった部分がございます。

それとあと、町内の業者さんとも一応いろいろな話とかしてしまして、若干忙しいという部分もあって、それから実際にこういう建物が幾らでできるかといった部分を確認したいという意思もございまして、まずは一応1回建ててもらおうと。それを見て一応金額が合うか合わないかという部分も十分判断していただいて、今後やれるかどうか、町内業者さんがそれぞれやっていただけるかどうかという部分については、今後の12戸については地元発注、町が直接発注するというのも検討しているというところがございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 6億7,000万円という金額ですから、これが町内の業者さんが受け取って町内の経済に貢献するということになれば非常に大きい貢献の効果を生み出すというふうに思うんですが、40戸一週に1年もたたないうちに、1年はたつのかな、建てるとこういうことになる、大手しかやっぱりとれないだろうというのが実際だと思うんです。ですから、そういう点で当初からの問題だとは思いますが、やっぱり考え方の問題なんだと思うんです。地域の経済、災害で沈下している経済、これも含めてどう息を吹き返させるのかということも含めて本来であれば考える必要性が最初からあったのではないのかなと。そういう点では、地元の業者さんを使うということを含めて、岩手などを見ると県産材というのですか、木、こういうものも活用しながらやろうということになっている。宮城県は残念ながらそういう方向で動いていないわけです。結局何でもかんでも、役場の庁舎もそうですけれども、みんな大きいところに投げて、なかなかうまく地元の業者さんを使うところに進んでいないとこういう問題があるんだなというふうに思っているんです。今のお話ですと、12戸分についてはちょっと考えてみようかなとこういうお話なんだろうとは思いますが、どうなんでしょうかね。実際問題として、短期間、もう少し期間があれば地元の業者さんが受け取ってやれるということにはならなかったのかどうかです。その辺はどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） その点も含めて結果的にはこういう状態で県にお願いせざるを得ないという部分ございまして、地元の業者の人もそれぞれ聞き取りをしますと意見がちょっとばらばらなんです。実際に1年間でやれるのは3戸か4戸だぞといった部分があって、公的な公共施設の受注をしてやっていただけるという部分と書類の整備から写真の整備からそういったものにちょっとふなれだといった部分もありまして、いろんな条件が合わないので役

場の仕事はしないよと言っている方もいらっしゃいますし、民間だけという方もいらっしゃいますし、ただその中でも県のほうに登録されて公共事業もやっているという方もいらっしゃるのですが、ちょっとばらばらの部分で、できれば本来は広域キョウゴウ組合とか一緒になって、ほかの地区ありますけれども、やっていただけるという意思がはっきりしていただければ一番いいんですけども、その辺が、それぞれの方向性がちょっと違っている部分があるので、ではやっぱりできたものをきちっと見ていただいて、仕様書も見ていただいて、それで受注されて、金額が合うのか合わないのかという部分もありまして、そういった部分も一応確認しながらというようなことになってしまっているというような状況がございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 受け取るほかはもうなかなか厳しいんだとこういうお話なのかなというふうにも思うんですが、できれば、今お話ししたように、本当に地元でやれるものであればどんなにいいかなというふうに思います。そういう点では、これから12戸を計画されてやるということなんだろうから、せめてその部分についてはそういうことを積極的に考えてもらうということも大事だと思いますので、ぜひそういった側面でこれからの計画も考えていただければというふうに思います。

それで、もう1つは、この6億7,100万円のいわゆる積算の根拠です。図面もつけていただいて、ここで当然積算はしているということにはなっているんだと思うんですが、今非常に資材から人夫賃からみんな高騰して大変なんだとこういう話があって進んでいるわけです。この協定の金額というのは、そういうことも含めて、加味をして出されているものなのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に標準設計の中でおさめる金額で設計をしていただいております。先ほど言われた県産材使うとかそういった部分になると高くなりまして、協議の中で、松島町が手出ししていただけるのであれば、単費として、もうちょっとグレードを上げて何県産材を使ってということでもありますけれども、基本的には標準仕様書でといった形でのお願いをした中での金額と。この金額の中には、工事費と、それから工事管理、それとあと事務費も入っている中での協定という形でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いや、ですから、今非常に単価が高くなっているということになっているわけでしょう。そうすると、標準単価で積算しているということになると、この6億7,000

万円余りで済まないということもあり得るわけでしょう。その辺はどうなのかということなんです。だから、入札やったら不調で終わる可能性だってあるわけでしょう。そういったときにこの協定は見直しすることになっているんですか。あるいは、逆に入札、いや意外に低くおさまりましたというときには余った分が町に返ってくるとか、その辺の関係についてお話を聞きたいということです。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には発注の準備ができておりますので、これで発注にかけるということでございます。あと、金額が変わった場合はいずれ精算という形になりますので、精算をして協定の金額の変更という形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 戻ってくるの。戻りもあるの。答弁してください。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 精算しなければならない部分については精算することなので、戻す場合もあるし、手出しもあるかもしれないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、そうすると、当然今の状況ですと増額で変更協定の結び直しをしなければならないということも出てくるということなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まだ入札しておりませんので、入札がどこで落札するかによっては金額が変わってくると。今は上限という形でありますけれども、その中であと大きな変更があるかもしれない部分が、予想としては、基本的に建物ですのではないとは思いますが、基本的に何かあった場合についてはまだ増額が出てくるかもしれませんが、結局大きな変更はないだろうというふうな考えでおります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、大手さんがとるといろんな部分で資材等が安く仕入れられるということもあってそういうお答えになっているのかなとは思いますが、一般的には資材も含めて、人夫賃も含めて高騰してきていると言われていたものですから、その辺が協定で、今の話だと標準単価だよと、あくまでも、とすると一般的に私ら新聞の情報や何か読んでいくと、これは変更せざるを得ないものになるのではないかという気がするんです。でも、課長は、いや大丈夫だろうとそういうふうに今言っているように聞こえるんですが、どうなんですか。もう一回、そこだけお聞きしておきます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） もう設計ができ上がって入札準備をしているという状態ですので、基本的には発注の金額は変わらないという形になるかと思います。ただ、いろいろな形で物価上昇とかも、設計、契約してから加味していいという形がありますので、物価変動率を掛けて上がる場合が一応ございますので、協定の金額が上がる場合も出てくるということが言えるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いや、だから、結局仕事はとったと。その後、どんどんじゃ上がったからと上げられるという仕組みなんでしょう、そうすると。それもどんなもんかなという気がするんですね。我々何のために議決するんだということになるじゃないですか。今度この議決は、言ってみれば幻の議決です、そうすると。その辺、どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に、これは協定を結んで県に委託をするという中で仕事をやっていただくというふうに考えていただいて結構だと思います。ただ、金額は、工事の設計とか工事監理費とかという部分で大きい金額になりますけれども、この金額と県にお願いするという部分で議決をいただかないと進まないという形ですので、その辺はあと変わる要素が出てくれば一応それなりにまた議会のほうにかけさせていただいて変えていくという形になるかと思います。

それから、単価については、国・県で全て交換していますので、その単価に基づいて設計を組まざるを得ないという形がありますので、それで組んでいるということで、今の単価ですので、それが上がっている、下がるといった部分がもちろんございますけれども、そういった部分の中では、該当すれば単価アップで契約変更せざるを得ないという部分が生じてくるかどうかというのをちょっと先見ないとわからないといった部分がございます。今現在の単価については、今現在の最高の単価といいますか今の単価を使っているということでございます。将来の部分についてはちょっとわからないということです。ですから、もし単価アップしてスライドしていかなければならないという部分になって該当してくれば、それはそれで変更契約をせざるを得なくなってくると。ただそれが落札金額の範囲内に入ってくればこの金額は変更なしという形で一応なろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今の契約の仕方なんですけれども、建設課長が言ったのは、今の設計は今現在の歩掛で指定を見ますと。それをもとに今回県と協定をしたいということで、当然

入札して落札するというもので中西課長は答弁しております。ただ、これが不調とかになれば、その原因を町と県で究明して、この単価が違うよとかいろんな状況になれば、当然それは変更増ということもあります。そのときには改めて議会にということはありませんけれども、今は、今考えられる想定の手掛でとりあえず落札したらということで中西課長は答弁していると。中西課長が契約の中で物価上昇の変動というのは、これは震災前もそういう契約、基本的な契約の中でうたっています。それは極端に上がった場合とか、要するに昔であれば石油が高騰したとか、そういう場合というのは昔から契約の中でうたっています。そういう場合ということなので、今強調されているのは捉え方がちょっと違ったのかなと思いますので、そこは人夫賃でも何でも今の状況の手掛です。極端な例で言うと石油とかえらい上がってその分に変更になるというのは、全国的な中でのなる場合とかそういう場合ということでございます。ですから、あと変更増も当然あり得るとするのは、これで進むのではないよと、不調になった場合は当然議会の中でもう一度議論する変更で協定を結ぶかどうかということもあり得るとことでございます。ですから、今のところ中西課長が答えたのは、入札で落札した場合ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それで、一応6億7,100万円ほどの協定額になっているんですが、我々どこで何が上がるかわからないわけですが、言ってみれば。この6億7,000万円という協定の中身、積算の中身、細かいところまでは要りませんが、何が何ぼなんだと大まかなところ、これぐらいはちょっと示してもらわないと、上がったり下がったりして議会に改めて出てくるようになったときの判断材料にもつながっていかないとしますので、ぜひそういう意味では今の現時点での大まかな6億7,100万円ほどの内訳、そこを提示していただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 協定書を結んでいるわけですので、その金額を一応お示ししたいと思います。工事につきましては、6億5,200万円でございます。工事管理が1,300万円、それから事業調整費として665万円ということで、合計6億7,165万円でございます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 時間を許していただけるのであれば、もうすぐ12時ということがありますので、この67戸の、例えば華園地区17戸で幾ら、あとは美映の丘で幾ら、あと幾らと、事務費、施工管理という大ざっぱにそれをペーパーで出したいと思っておりますけれども、（「よろ

しいです」の声あり) それでお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 入札にかかわることですから、余り触れない程度の資料でよろしく願
いします。じゃよろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ようやっとスタートするわけでありませけれども、他町村の報道による
と、せつかくでき上がったんですけれども、もう戻ってこなかったり辞退するよというよう
なことで、空き部屋が出たというふうな場合はその町村の負担になるのではないのですかと
いうような報道がありました。松島町ではそういう事態が起きるということはありませんか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 松島町の場合はほかから来ている方からも一応問い合わせがござい
まして、他町村から、あと松島町に住んでいる方といった部分ございまして、意外と人気
がある場所と言ったら失礼ですけれども、仙石線が走っているのもありまして、そういった部
分では、そういった場所、地理的にもありますので、今のところそういった心配はしてござ
いません。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 満杯になるのが一番いいんだとは思いますが、万が一、1棟があ
いたというときに、やっぱりこれ交付金返還しなきゃないんでしょう。しなくてもいいんで
すか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 災害公営住宅は、震災を受けて、例えば100戸あった場合50戸しか
認めていないわけです、基本的に。2分の1の数しか一応認めないということですので、県
内どこでも、他町村でもというか他県でも、誰でも災害に遭ってれば入れるような形にな
りますので、大きな形での公募が可能だろうといった部分がございます。ただ、それでも余
った場合というのは国との協議になってくるとは思いますけれども、それを一般の公営住宅と
しての補助率に変えるかどうかとかそういった形は今後協議になっていくかと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 確かに注意して読んだんじゃないんですけれども、どこかの町村で何か
あいてしまったよということで、その分はその復興交付金でやれないものですから、これは
返還になって町持ち出しでやりますというような報道をされたと思うんです。それが確かな
のかよくわかりません。その辺どうなんだろうなということですよ。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 申しわけないですけども、そこまではちょっと確認しておりませんので、いずれ確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） いわゆる宮城県と協定を取り交わし、本工事部分で6億5,000万円からの数字、それから設計・施工・管理監督業務を入れて、それとあわせて事務費を入れてトータル6億7,000万円という数字ですよ。それが協定書の案として現在はあるわけですよ。町と宮城県との間で仮契約状態か何かであるわけですよ。それはご提示は願えないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁願います。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 既に12月3日に仮協定という形で結んでいるということでございます。その資料ということですので……。

○議長（櫻井公一君） 資料につきましては、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） これは、工事と同じように物をつくる場合は5,000万円以上が議会の議決が必要だということで、下水道事業団の場合も物をつくる場合ということで、設計とかは当然別個に頼んで、それは議会の予算とかその中でやっている。今回は建物を建てる分、あとは施工管理とか一部事務費ということで、それ全体を含めて工事と同じように仮協定とか仮に結んでいるというのが12月3日です。それ以降で議会の議決をもらって本協定ということになります。仮協定の写しをとということなので、先ほど今野議員が言われたものと同じように写しということで、もうすぐなので出したいということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

他に質疑受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） こういうふうにして今いろいろなところで計画されております。こいつ入った場合、松島にみなし住宅というのですか、アパートとか何か入った、そういう人たちに希望を聞きながら、こういうことも1つあったのかなと。まず、この入居基準というのですか。それで、そういうのは申し込みした人が全部大体100%ぐらい、これなったわけでしょうか。ちょっとその辺の基準と申し込みして何名ぐらい適用にならなかったのか、これに漏れたのか、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今みなし仮設に入っていて、希望者は全員一応入っております。で

すから、最初40戸という形で打ち合わせとかしては、どこに入りたいかという部分もある程度調整しまして、何LDKという部分も調整して話をしながら進めているという状況で、今入っている部分の40戸に対しては今38名ほどが一応入居したいという部分がございます、その部分については、全部、みなし仮設に入っている方というのは希望者が38名ほどしかまだいないということですので、あと残った方については、いずれもうちょっと範囲を広げてという形でやっていきたいというふうに考えております。基本的に震災によって滅失した住宅に住居していた者というのが対象になりますので、そういった方についてはみなし仮設に入っていない方もいらっしゃいますので、そういった方々についても改めて公募するなりしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 40名のうち38名だと。そして、今度また公募していくよと。まず心配なのは、今菅野議員が言われたように、こいつに余ったのどうなんだというのがやっぱり心配になるわけです。その辺も含めてちょっと心配だなというようなことがありますけれども、そしてこれ、この公営住宅、名取か佐沼、どっちかですか。今入居している方いらっしゃるかなと思うんですけれども、何か月か前に宮城県で初めて入居したよと、それをテレビで映していましたけれども、立派なもんだと、外見は。ところが、住んでみて、これ実際どうだったのかと。震災のとき家を失い、そして今の仮設住宅に入った。これでやれやれと思っただけ、いろんな不具合が出てきたと。そういう中で、今回、このように見ると外見は立派なんですよね。しかしながら、私この間も質問したんですけれども、1軒のうちに壁1枚で2軒が入るとかそうなった場合、プライバシーがちゃんと守られているのかと、それから暑さ対策、寒さ対策はどうかと、いろんなことが危惧される。そういうことで、今名取とか佐沼かどっちかやっていると思うんですけれども、その辺の聞き込みです。そういう今現在入居されている人たちの反応というのですか、お住まいになった感じ、そういうものはどうなのでしょう。それで不満が、ご不満があるというふうになれば、その改善策というのですか、その辺は県のほうに言ってそれを直すのかというようなことを含めてどのように調査なされておりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今色川さんが言われた部分につきましては、申しわけないですけれども、ほかの町村の部分でそういった苦情がある部分というのは一応聞き取りとか調査とかというのは我が町のほうではちょっと行ってないという状況でございます、できてから

の改善とかある部分については、どういう苦情が出てくるかによってちょっと変わってくると思いますけれども、それは一応それなりにやっていきたいと考えております。ただ、あと、2世帯で、2戸1の場合、間の壁とかというのはそれは十分配慮する設計になっていますよということで県から聞いていましたので、いずれそういった配慮といいますかそういった部分はしているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 苦情出てから直すというようなことで、そうなりといきなりお金かかるわけですよ、やっぱり。寒くなって、仮設住宅が一番いい例だったと思うんです。この寒さの中で寒さ対策もしていなかったと、県のほうは。岩手のほうはちゃんとしていたと。そういう中で、せっかくのこのように住宅をつくるわけですから、やっぱりそういう聞き込み調査とかそういうものをしながら、あらかじめこういう対策をとっていくというふうになったほうがより安くなるんじゃないかなと思いますけれども、その辺のことを、ここに来てあれなんですけれども、やっぱり考えながら取り組んでいただければいいのかなと思っておりますけれども、その辺、県のほうにもう1回お話をしながら協議をしていっていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 仮設住宅はあくまでも仮設住宅ということで、当然宮城県の分の仮設住宅というのは余りよくなかったと、冬期間とか。今回、災害公営住宅なんで本物ということで、今課長は苦情が来てから処理すると、それは訂正していただきたいと。当然苦情がないものということで県と町と協議して、県では住宅そのもののノウハウは持っているということで、人的なものもありますけれども、県に頼んでいくということで、苦情が来てからというのは訂正していただきたい。ないものとして施工するということで、これは県とも当然私も町長も凶面は見てこういうものということで進めておりますので、先ほどの件は訂正させていただきますと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、苦情につきましては削除しておきたいと思っております。よろしいですか。

他にございますか。片山議員、質疑だけ受けておきます。片山正広議員。

○4番（片山正弘君） まず、入居基準なんです。先ほど菅野議員もお話したように、あいた場合、松島は人気があるから町外の方でも入れるよというような答弁を受けましたけれども、私たち最初受けたときには松島町内で被災をされた方のために今回の住宅を建てるんですよ

というふうに説明を受けたものなんで、これが今回空き家が出たからといって、人気があるからといって町外の方を入れるということであれば、私たちも地域に行ってお話するときにもそういうことができるわけでありまして。しかしながら、あくまでも町内の被災された方の住宅ですから一般の方はだめですよというふうに私はずっと言ってやってきました。けれども、今回の話ですと、それを乗り越えた、また変わった答弁をされたので、この辺の整理をしていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的には片山議員が前聞いたとおり、町内の被災された方が基本でアンケートをとってこの戸数を決めたということであって、特例の特例を中西課長は先行して言ってしまったと。基本は、町内の方優先というのは、当然それを考えてこの戸数も考えたということでございます。ただ、よっぽど辞退辞退ということで状況が変わってという場合なんで、間の言葉がちょっと足りなかったということでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他にございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは、午後、資料提出ということから討論に入っていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） ここで昼休憩をいたします。

再開を13時といたします。

午後0時03分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

執行部のほうから皆様のところに資料が配付されていると思っております。資料が配付されましたので、この説明を受けたいと思っております。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） じゃ、今配付した、まず1ページ目、下に番号振っていますけれども、協定の内訳ということでこのような内訳になっております。ただ、黒塗りしているところが、ここの数字を入れると予定価格の事前公表になるということがありますので、そこは控えさせていただきます。

次の2ページ目以降が、これが宮城県で受ける場合の県の標準協定様式ということで、これ

をもとに松島町と県で協定を結んだということでございます。

それで、3ページ目のその他、第12条、ここの中で線を引いておりますけれども、この協定書は松島町議会において議決された年月日をもって効力を有するというもので、これは表は仮協定とはなっていませんけれども、一応こういう形で仮協定ということになっております。

最後のページが内訳でございます。ただ、ここの中で下に表あります。委託区分、工事、工事管理、事業調整費ということで、この内訳全てが復興交付金の対象となるということで、下の事業調整費、実際は事務費なんですけれども、これは交付金、補助金をもらっているということで復興庁の検査もある。今後会計検査院の検査もあるということで、ここは事務費でなくて事業調整費ということで記載させていただいております。それで全て復興交付金対象ということで国からお金をもらって町で委託をして進めたいということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 配付資料につきましての説明がありました。何か質疑ございますか。課長の答弁。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 先ほど菅野議員から言われた部分で、住宅に誰も入らないという状態はどうかといった部分で担当者に一応確認したところ、昼休み中になりましたけれども、基本的にはまだ正式には決まっていないということございました。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第111号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第111号建設工事委託に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第112号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第112号平成25年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖です。

今回の補正では、時間外勤務手当が随分多くなっているようですけれども、総務管理費55万円、戸籍住民基本台帳費15万円、社会福祉費15万円、保健衛生費20万円、商工費50万円、土木管理費20万円でしょうか。これは何人で、1人当たり何時間、延べにして何時間働くというふうなことになるのでしょうか。内訳がわかりましたら教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今質問の中で、このトータルが百七十数万円ぐらいになるかと思うんですけれども、人数的に延べ何時間かというお話であります。時間外につきましては、事務事業費、例えば一般管理費の中のこういう事務についてというふうに、人件費のあるところに対してやっております。それで、今質問のありました人数についてはちょっと詳細にはうちらほうでつかんでいない。事務事業費に係る時間外ということでやっております。そして、おのおの事務事業費に対しては、その箇所に4人いたり5人いたりというふうにはずっと行きますので、今回一般管理費で百七十数万円管理しておりますけれども、大体一般管理費で123名、130名弱の方がおります。その中でおのおの事務事業費の中で今回の分について、一部ですけれども、やらせていただきました。ということでちょっと具体的な人数と延べについては、詳細にはちょっとつかんでおりません。事務事業費でのみ算出させていただいたと。内容については、町長の提案理由の中で、おのおの事務事業の中でこういう理由でこういう理由でということ述べていただきました。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 事項別明細書の15ページ、一番後ろなんですけれども、そこに職員数が、今回全ての職員154名が対象ということで今後時間外が見込まれるであろうと、3月まで全てが対象になるということでございます。ただ、総務課長が言ったような形です。ただ、当初予算は今までの流れの中である事務事業は人件費の何割、例えば土木であれば当然災害復旧・復興が多いので余計に見ているということで当初予算は計上しておりました。ただ、上半期を過ぎて、9月以降、今後ということで、今後発生する時間外、これを去年とかを加味して全ての方を対象に調査をいたしまして、Aの人であれば1月は何時間、Bの方であれば10時間という調査をいたしましたので、対象は全ての職員ということになります。今後、

この金額が予想されるということで今回補正を予算計上させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃ、総務費の時間外手当というところの説明に観光イベント及び海外との交流事業とありましたけれども、具体的な事業というふうなのがちゃんとなっているのでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 観光イベント、それから海外関係という形で時間外載せさせていただいておりましたけれども、今回海外からのお客様が松島海岸においていただいたときに、土日という対応が結構ございました。そういうので職員がアテンドという形でご案内を差し上げていたり、それから土日のイベント等もございます。それから、ロケ地という形で、ロケハンであったりそういう形で入ってきておまして、そのときの時間外の対応という形で上げさせていただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑を受けます。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

歳入関係で交付金の中で小石浜の水害対策です。9月に一般質問させていただきました。その後、署名とか要望書も提出した経緯を踏まえて、その中の、あのときは堤防かさ上げ、それから雨水ポンプの増設、あるいは放流渠の新設をあそこの中ではうたっておりましたけれども、その3点は網羅されているのかお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 補正の交付金の内訳を提案の際に資料をもとに説明させていただきました。この中で、この資料の中の2番と9番、ここに位置づけられております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） できればその3点の箇所別の金額を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、松島地区ほか内水対策事業というタイトルで小石浜地区、含まれております。ここに事業費として1億7,860万円、これに対する交付金が1億4,288万円ということでの歳入計上になっております。

あと、もう1点、松島地区ほか下水道事業、これは小梨屋地区、あと小石浜地区の排水路施

設整備ということで、事業費ベースで6億4,410万円、交付金ベースで4億8,307万5,000円ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 要するに、その2番の部分では堤防のかさ上げと雨水ポンプの増設が入るとのことですね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 歳入に関してでございますが、水道のほうからご説明しますが、効果促進事業といたしましては今小松対策監のほうから申し上げたとおりでございますが、堤防のかさ上げ、小石浜沢川の護岸のかさ上げ、それとあとポンプの増設分が効果促進事業ということでございます。それ以外、小石浜の部分、管渠を一部つくったり、放流渠をつくったり、それからあと小梨屋につきましてはポンプ2台の増設をするということが交付金事業で認められておりますので、その分を計上したものでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 放流渠の新設の部分は9番の中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 放流渠の新設部分に関しましては9番のほう、基幹事業のほうということになります。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） それで、設計から始まりまして建築に入るわけでしょうけれども、その辺の段取りのめどはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） これからちょっと下水の補正もあるわけでございますが、関連して聞かれているようなのでお話し申し上げますが、実施設計分を下水道のほうの補正予算として管渠の部分とポンプとかさ上げの部分等々につきましては実施設計委託料ということで今回計上させていただいたわけでございます。それと、事業費につきましては、その実施設計を見ながら26年度に交付金基金から取り崩すという形で事業を執行させていただきたいというふうに考えてございました。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 115号に下水道ありますか。そうですか。済みません。いいような気は

するんですけれども。

○議長（櫻井公一君） はい、どうぞ。

○5番（後藤良郎君） 大変心配していました。小石浜の水害対策、素晴らしいことだなと思います。多分そこに至るまでには執行部初め職員の皆さんの努力があったのかなとつくづく思います。つくづく町長は光り輝く交付金といい、まちづくり交付金といい、この交付金といい、何かすごく運がいいのかなと思いますけれども、感想があれば。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 前にもこういった話したことがあります、ずばり申し上げて私は運がいいというふうに思っております。震災も、ほかの町に比べれば被害が少なかったということもありますし、また交付金についても、基本的な大事なところについては皆つけていただいているということでございますので、この運を逃がさないように、ますます町民のために使いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

他に質疑を受けます。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。

まず、提案理由書、今時間外は出ましたので、櫻井さんの答弁、やはり時間外175万円です。すごいです。こういうことはやっぱりみんな不景気の中で、仕事、職員数だんだん少なくなっているからいたし方ない部分もあるかなと思います。極力時間内でおさめられるようなそういう仕事の指導なり何かをしていってほしいなど。建設は、土木は、この復興事業、今からぼんぼん入ります。それは水道なんかもそうなんですけれども、事務事業に当たっては、やっぱりこの辺は適正にやっていただいてももらわないと、民間企業はそこまでこんなに出さなと思うんです。そういう中で、これ統計なんかを見ると、これも入っているわけでしょう、住民基本台帳も。そういう中でいろいろ私らわからないようないっぱい仕事はあると思うんですけれども、その辺はやっぱりちゃんと精査をしながらやっていただいてももらいたいと、これは要望です。

それから、14目の退職手当組合負担金、勸奨に伴う早期退職者の退職手当組合特別負担金について補正するものであります。こうあります。そしてずっと補正予算を見ていくと、総務、教育、下水道、こういうのもございます。そういう中で、勸奨、民間で言えば早期退職、どこでもいいですけれども、そんな感じの中のことかなとこう思いますけれども、そういう中で何人が対象になっているのか、何人がおやめになったのか、そういうことをちょっとお尋

ねしたいと思います。何人なんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回の補正で特別に3件出ていますけれども、これは先ほど言いました早期勸奨、早期退職が4名であります。それから、当初予算の中では、特別会計を含めて一般会計ですけれども、ことしいっぱいで退職が2名おりましたので計6名になるわけですけれども、今回の補正では新たに4名分の補正であります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これ年代なんかを見ると若い人、中……、こうありますけれども、一応50歳以上か何かわからないですよ。勸奨ということになると、どういったことなんですか。こっちからどうなんですかとか、その仕事の状況云々と、あとは自分がやめたいとかそういう基準があると思うんですけれども、どういったことで勸奨というふうになるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 基本的に勸奨につきましては、松島町の勸奨の要綱をちょっと読み上げますと、職員の退職勸奨の要綱というのがあります。その要綱に基づきまして、新年度当初、4月1日現在で50歳以上の方々に、これは勸奨の要綱に基づきまして5月中にいろんな理由でもしかしたら早期退職する方がいらっしゃれば申請書をもって上げてくださいと。それは5月中に照会文を出します。そして、6月末中に早期退職申請書というのが上がってくるという形になります。今年度につきましては、この早期退職については4名の方、これはいろんな家の都合とかそういうようなもので4名の方から上がってきたということで、これは50歳以上の方です。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その中にはやはり惜しいなど、もっともっといてくれというような、自分からやめた人、こういう人にはしようがないと思うんですけれども、惜しいと。ここに赤間さんもいらっしゃるけれども、58歳でやめたと、惜しい人物だなど。でも今ここに議会議員としているわけでございますから。(発言の取り消し【P111】)そういう中でやっぱり4名というのは多いのかなと、こういう事情あると思うんです。そういう中で事情聴取とかそういうことで、事前にやめないでしろとかそういうことは当然なさるのかなと思いますけれども、どうなんですか、その辺。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 4名全員惜しいなと思っております。あと、さっき総務課長が言った

ように、勸奨制度は、赤間議員も、多分塩竈でもあると思うんですけれども、(発言の取り消し【P111】)どこの自治体でも、民間でもありますけれどもね、勸奨というのは。そういう形で事前に申し出ということで聞き取りはいたしておりません。あくまでも勸奨ということなので、うちのほうで照会をかけているんな理由でということで、なので聞き取りはしていません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まあいたし方ないという部分があると思うんです。やはり第二の人生、こういうのをやりたいという、中にもいらっしゃると思うんです。それは個人の自由でございますから。でも、せっかく公務員になって公僕として働きたいということになっておやめになるというのは非常に残念でありますけれども、こういう中で今度は復興交付金、今後藤さんがおっしゃいました、本当に9事業、このように9億5,000万円、そして今回の補正予算は13億円と。非常に大きい9億5,000万円入ったものですから、そういうことであと繰入金も入ったというようなことで、13億円になっているということで、この中でまず安心・安全まちづくり、資料こうやって皆さんごらんになるとありますけれども、石田沢ですね、これは。これの避難場所の建物、あそこの湯ノ原の入り口、パノラマの交差点の入り口をおりていく、そこが全部埋め立てられ、一部は当然山のほうから、雨降れば調整池も必要であると。当然必要ですね。それで、連続してそこに続いて備蓄倉庫、そしてまちづくり拠点施設、1,500平米です。454坪です。すごい建物です。こういうのを一見見まして、あらあらあらと。これどうするんだと。これどのようにして管理していくのか。何を目的としてこれやったのか。レストランでも、物産展でもつくるかなと。そういう思いの中でこれを見せていただきました。まず、1,500のこの平米です。まず用途、こういうものはどのようにお考えになっているのかお話しください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 石田沢の避難所の1,500平米の根拠でございますが、松島町の津波避難計画の中で住民250人、観光客360人の人員610人の避難を想定いたしまして、面積は1人当たりのスペースが1.65平米、あとトイレ等の共有部分、建物の総面積の30%を共有面積として1,500平米という形で算出しております。あと、その利用方法でございますが、今現在松島町震災復興官民連携検討会議というものも立ち上げまして、その中で管理方法、運営方法についてあと協議しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 610名を対象にしてこれを施設をつくったんですよということでありませぬ。三十刈のほうにも今度つくりませぬ。今度のこれは1万2,000人を想定をしながらこの避難場所を、避難道路をつくと、住民も含めて。そういう中で、今度それは千年に1回という大地震のそういうことでこれはいただいたわけなんですけれども、平常時、今おっしゃいました観光……、何ですか。カンレン……（「官民連携検討会議」の声あり）官民連携、それね。そういうことで、こういった建物のこれからの使用方法です。今管理監がこういうふうにてやっておりますけれども、こういう話し合いをしていると。話し合いをしているのは、どこをしているのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 一応構成委員、検討会議の委員は11人ほどおります。そして、その中で、あと商工関係の方、観光拠点事業者の関係の方、JAの方、あと県職、あと町職含めて11人で検討しております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう中で検討しているということなんですけれども、この中に観光協会の会長もいらっしゃるかなと思いますけれども、連絡とれていないかもしれないんですけれども、観光協会にこれ聞いたら、「いや、わかりません」と。そういう中でいるんです。ああ、こういうの、聞いてはいましたけれども、こんな大きいものというようなことで、観光課の職員、観光協会はわからなかったということ承っております。その中で代表して観光協会長が官民連携のやつ、事務官のほうに言っていないかもしれないんですけれども、そういう中で今後指定管理ということも含めながら当然これは考えていかなければならないと。今度の次のパノラマのやつも関連するわけでございますけれども、行政財産、今までは普通財産でパノラマとか何とかやっていたわけで、今度は、以前は前の質問のときには行政財産として考えるということになりましたんですけれども、この辺の考え方はどうなのでしょう。どっちの考え方をするわけですかね。指定管理するともしなければ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ここの石田沢もパノラマも、町で直接臨時職員をふやして管理するというのは今のところ考えておりませぬ。あくまでも基本的に指定管理者にするか業務委託にするかその2つかなとは思っております。ただ、今危機管理監が言ったように、ここの利用形態も決まらないうちにどちらかというのは決められないということはある。ただ、パノラマは基本的に決定ではないですけれども、今話し合いの中では指定管理者のほうがいい

のではなかろうかという検討経過です。決定ではありませんけれども、業務委託より指定管理ということで、あそこただ公園一帯の管理を頼むか、箱物だけを頼むかということがちょっと難しい点かなと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 当然役場職員でこの2つの施設を管理するということになると大変だと思うんです。その2つのうち1つかなと思うんですけれども、こういうふうになった場合、やはり選定基準というのですか、そういうものをちゃんと明確にしながら、こういうふう、この間新聞見ていたら12月10日です。「公募基準曖昧、指定管理者制度」と、山形市議会厚生常任委員会、これ問題になったということもありますので、こういうことを含めながら公明正大に私は行ってほしいと。誰が見ても「んだな」とこういうことで、今までやっている方の経過もありますでしょう。そういう中で私はやっぱり新しい建物、全く新しいです。そういうことを含めながら、私はちゃんと公明正大にそういう指定管理者のこういう審査する場合は外部のそういうことも含めながらちゃんとやっていただきたいと、そういうことのお考えはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） もし指定管理者とする場合は、公募いたします。町内・町外関係なく、基本的には県内かなとは思いますが、それはあと条件は今確定ではないですけれども、広く公募をするというのが最低限の条件です。あとは、その中で実績はある程度重視しなければならないと思います。今まで経験ない初めてつくる箱物を経験ない事業者が入るのは非常に難しいであろうということがあります。温水プールしかり、ある程度実績あるところ、形態とか、管理とか、管理も大事だと思うんです。そういうのを条件の中に付して公募するというのが最低限の条件だと思います。それでします。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それはそうだと思うんです。そういう中で、今度はここは結局これだけ大きい建物、大型駐車場も含め、観光バス、石田沢、これ大型駐車場29台ですか。今度はパノラマ。こういうことはやっぱり観光に関連すると思うんです。そういう中で、その辺の観光に造詣もある、そういうことも含めながらの選定、指定管理者の考え方もいいのかなと思うんです。私は常々観光協会がこういうものを指定管理受ければいいなと思っているんです。個人的な考え方です。人足りない、もうこれ以上仕事はいらないと。実際そうだと思うんです。しかしながら、こういうもの、西行戻しの松なんていうのは松島の名所中の名所ですよ。

そういう中であって観光協会が携わるべきだと思うんです。桜まつりから何からいっぱいあるんです。私がやっていたときは、皆さんもご存じのとおり、桜まつりなんていうのは私の施設の中でどうぞやってください。今は違いました、経営変わってから。外でやっています。それじゃいかんです。やっぱりあの建物は松島のものだと。そういうものの中で、町民が来たらどうぞ使ってくださいと、そういう意識の中でやらなきゃだめです。（「それはパノラマも」の声あり）パノラマも。いやいやごめん、ちょっと一緒になっていますけれども。パノラマのことね。ごめんなさい、ごっちゃになっっていますけれども。そういう中で、やはりこの2つは指定管理者、業務委託する場合も含めて、やっぱり観光に携わるような、サービス業に携わるようなそういう人たちのほうが私はいい。そして、どっちも仮に指定管理者とか何かするなら、観光協会、どっちかでもいいから観光協会に1つは、町長からでもお願いをしながら、どうぞ協力していただければませんかというようなやっぱり思いをもって頼んでいただければいいのかな。ただ、観光協会、そういう業務委託ないというようなことになればそれはいたし方ないかもしれないですけれども、やっぱりそういう腹づもりをしながら松島のことを考えていただければいいのかなと私思っておりますので、その辺どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 両方の施設にとらわって答えてください。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほどのはパノラマハウスのことを答えました。今最初石田沢で途中からパノラマなんで、基本的に石田沢は業務委託するか指定管理するか、まだ会議で途中なんでまだ形態は決まっておられません、まず。パノラマは、指定管理のほうが大きいのかなと。ただ、決まっていないということだけ、ごっちゃにならないようにだけお願いします。ただ、観光協会そのものをお願いするというのは、今町で管理している施設も観光協会のほうにどうでしょうかという話はしました。ただ、観光協会では今のところは難しいと。非常に町としては残念であります。今後、石田沢も含めてどうでしょうかというの、改めて話はしますけれども、前回の回答ではなかなか観光協会そのもので業務の形態をふやすという考えはないのかなというのが私たちの受けたものでございます。今のところかき小屋がありますけれども、あそこは直営と。じゃ、町の施設もどうですかということは、いろんな提案はしていますけれども、なかなか平行線ということなので、色川議員と同じような考えで観光協会には話はしていますけれども、難しいのかなと、今現在はというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで本当に残念ですね。観瀾亭や何かも、それは行く行くは福浦橋も、そういうふうにやっぱり観光協会のほうで携わっていただければいいなと思うんで

す。しからは、だめなんだったら、私たち第1常任委員会で郡上八幡とか副町長行きましたね。行かなかったですかね。（「行きました」の声あり）公社制度、いろんなこと考え方あると思うんです。そういうことを含めながら、やはり考えていけばいいんじゃないですかね、こういうのは。どうなんですかね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 下呂市の公社は、観光協会から発展して公社になったということ、郡上八幡ですね、郡上八幡。あそこは観光協会から発展的に公社が立ち上がったということで、最初立ち上がりはあその事務局長は郡上八幡の市の職員がやったということで、あれはいい例ということでありますけれども、そこまで、観光協会があつて公社をつくるというのは、町としては今のところは考えておりません。協会を団体の名称を変えるとかどうのこうの、発展的につながっていけばいいんですけれども、別個に、それがだめだったからじゃ公社をつくりましょうというのは、今のところは考えておりません。やっぱり観光協会と一緒に前に進むという方向で話し合いをしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まあそうですね。やっぱりもっともっと観光協会、本当にギブアップ状態、あの人数で、もうイベントに追われてもういいよということなんです。だったら、やっぱり補助金云々と今度なるわけでございますけれども、やっぱりもっと積極的にこういうものに携わるというような積極姿勢を、そして今副町長言われたように、段階的にそっこのほうに移行していくと。公社もつくりながら。そういうことをやっぱり協会にはもう少しやっていただければなと思っておりますけれども、残念去年のあれ見たら、かき祭りは中止、何々は中止、何々は中止、まず後ろ向きの姿勢が去年は目立った。こういうことだから観光協会のこういう施設の委託も後ろ向きになってくると。非常に私個人は残念でなりません。そういうことで、もっともっと積極的に、観光心配だ心配だと言うんだったらそこまでやっぱり積極的にならなきゃ、そしたら応援してくれる人も出てくるわけです。そういう思いの中で、よろしくお願いします。

それから、石田沢、また戻りますけれども、あそこに調整池をつくれますね。ごめんなさい。そうすると、当然漏れるわけです、大雨降った場合。そうすると、その流れ、調整池から流れていく水は、いやしの館、湯ノ原のほうにずっと側溝流れていくわけです。そうすると、あそこはもう全く環境整備がないんです。あそこ、松泉閣ですかね、今やっていないんですけれども。大友さんという、今空き家になっています。あの間が側溝流れているわけ。

小山電気屋さん、そこへ行きます。あそこは台風の状況の中でごちゃごちゃになっています、まだ。あの辺もやっぱり環境整備をしながら、ちゃんとして、この事業、せつかく事業入るんです。このチャンスをしてながら、あの環境整備をしてほしい。そしてあの道路もちゃんと舗装してほしい。そういう中で思いなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 調整池の役割につきましては、ご存じのとおりそういったことがないような形での調整池をつくるということで一応なりますので、基本的にふだんの雨でも崩れた部分については災害復旧でできるだけ対応していきたいというふうに考えております。

あと、舗装については、地元の要望とかありますので、調整しながら検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのとおり、そのように課長お願ひします。やっぱり調整池、あそこまでやると立派だったけれども、その後全然だめだったと、災害復旧でその辺を考えていただければと思ひます。

そういうことで次、済みません、申しわけないです。

それから、ウミネコです。これ440万円緊急創出事業で来るということで、本格的に皆さんが提言していたウミネコの対策が今回入ると、ああいいことだとう思ひてお願ひします。そういう中で、440万円、恐らく1人だなとう思ひますけれども、この創出事業、何人が対象になるわけですか、まず。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） このウミネコ等被害防止対策事業ですけれども、こちらは委託をする形で考えてお願ひします。事業の内容に関しましては、年明け、1月末からウミネコが飛来してくるといふところがありまして、春先には卵を産むといふところがありますので、早急な対応といふ形で、巣づくりができない環境づくりをまずしていかなければならないのではないかといふことで、磯島等の草刈りも含めて、あと卵が産まれたらオイリングをしていくとか、それから防鳥ネットの整備とか、張って巣づくりができないようにするとか、そういう事業も含めた形で委託をしていくといふ形で考えてお願ひしました。その中で一応3人と考えてお願ひします。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これは、鳥で今まで皆さん苦勞しているわけですね。いろんな対策をとり

ながら、まただめだと。やっぱりこのウミネコを退治する、駆除する専門家というのはいらっしゃるんですか。そういう人の話を聞かないでただの素人がばばっとやっても、なかなか難しい。カラスの対策人いるように、やっぱりウミネコの対策、やっぱりそういう大学の先生、そういう人たちの意見を聞くことは非常に大切かなと思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 専門家という形で伊豆沼のサンクチュアリーセンターの協力をいただいたり、それから山階鳥類研究所から調査依頼を受けている方の協力をいただいたりという形で、県とともに行っていくという形で、県の協力をいただきながら、それからそういう有識者の状況をお知らせいただきながらという形で進めていきたいと思っておりました。

済みません、それから訂正をさせていただきます。先ほど私3人という形でお話をさせていただいたんですけども、5人で考えておりました。訂正方、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういうふうにして専門家、そういうふうにしてやるということは、もちろん県とこれは協力してもらわないと松島町ではとてもじゃないけれどもできない部分がありますので、この事業、1年やそのぐらいではなかなか難しいと思うんです。継続的に考えていかなければ、これは退治、なかなかできない。そういう中で、今年度から始まる事業なんですけれども、一応どの辺まで願ひすることになるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今回の財源といたしまして緊急雇用創出事業を使うという形を考えておりますけれども、今年度実施事業については26年度も可能となっております。それ以後につきましては、2年で終わる事業ではないというところもありますので、県のほうといたしましても、環境税の活用とかそういう形を考えているというお話もいただいておりますので、長い間のちょっと取り組みという形になるのかなと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 松島には、生息、私たち単純に見て、磯島、遊覧船方面、遊覧船はもう越冬しているわけです。磯島のほうは渡っていくと。ですから今少ない。ところが、遊覧船は追いかけてきて、餌づけやっていますから、今は極力控えております。そういう中で越冬していると。そういう部分の対策も含めながら、やっぱり遊覧船、売らないというふうに取り決め、やっているということなんでありますが、どうかこの辺本当に鳥の専門家を交えな

がら、これの対策をしていただければと思っております。この25、26ばかりじゃなくて、これ以降も予算をとっていただきたいとこのように思っておりますので、その辺ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それから、このウミネコ対策で成功している事例というのはあるんですかね。どこか、成功していると、あるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 成功している事例あるかということなんですけれども、知る限りはありません。逆に天然記念物で青森のほうで繁殖のほうでやっていると。ただ、松島町としては、ウミネコ等被害防止対策検討委員会というのを秋から立ち上げております。構成メンバーとしては、県の振興事務所の水産関係、あと当然島のところ、松くい関係もありますけれども、そういう林業部、水産、林業ということで、あと磯島の漁港関係のハード面の所長さんとか、あとは松島の漁協の組合長さんとかです。あと、島めぐりの遊覧船の方々ということです。あと、農協の方ということで、会議を開いております。先ほど色川議員が言われたとおり、餌づけも確かにあれは自粛してほしいということで、今は自粛で4月からは正式に売らないということで一応取り決めというか話し合いの中でまとまりました。ただ、話の中では、観光客はそれを楽しみに来ていらっしゃる方々がいると、今もいるということで、基本的にこういう被害があるからということでわかりやすいメッセージを船とかいرونなどところに置いて、こういう被害があるから気をつけましょうというのが今委員会の中での経過です。今後も、来年以降もこれを発展的にいろいろ協議して行って、いい方向にと。ただ、事例が余りないので、手荒なことで鳥をどうこうするということになる、これは保護の関係でいろいろ問題がある。じゃ、磯島を、松島の島を締め出したら今度どこに行くかということもあります。磯島に来たのは野々島とかあちらのほうから来たという話もありますけれども、そういうのも踏まえていろいろ話し合っていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように取り組んでいってほしいなど。そして、少しでも仲良く鳥と良い関係の中で、上からふん降られて、磯崎の人たち洗濯もできないと、そういう状況のないように。でもかわいいもんですよ。観光客はですよ。海岸に鳥が上がってくるんです。で、逃げないんですから。これはかわいいという感じはする。でもこれは非常に裏腹なんです。申しわけないです。不謹慎。

それから、あと2つでやめます。

文化財なんですけれども、瑞巖寺が今回こうやって非常に予想外に残存状況がよくというふうなことありました。ちょっとこの辺の説明をしていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、今回瑞巖寺の発掘調査のまず概要をお話しさせていただきますと思います。大きく分けて今回のこの発掘というのは2つあるんですけれども、1つは瑞巖寺の本体の柱の基礎石、これの補修です。このためにどうしても掘削しなきゃないと。その掘削が国で認めているのが50センチまでなんです。その東石の50センチの補修に係る掘削、そのさらに下に、試掘の結果、恐らく瑞巖寺の層の下にあるので円福寺の時代のものではないかと推察されるということで、瑞巖寺とも話し合いをしていきまして、これは追加分としてどうしても学術的な意味からいっても高いレベルのものであるので調査をしようということで、これは文科省のほうにも話をしておりまして、全部で今回のこの調査にかかったのが、ちょっとゆっくり金額言います。2,055万9,000円ほどかかっています。当初、瑞巖寺の国の補助事業をもとにして大規模改修工事の中で見ていただいているのが1,694万7,980円です。さらに50センチ以下の部分を掘削するということで、さらに361万1,000円ほどかかっています。これについても、国のほうから130万円までは国の補助が対象になっています。残りの金額231万円については瑞巖寺が負担して調査をしております。ただ、この発掘調査につきましては松島町も一緒に参画して調査をしているわけですが、大変内容が濃いと。特に、石積みの円福寺当時と思われる石畳の縁石が出てきたということで、大変大きい価値があるということで、これは奈良のほうでも大変評価をしております。そういったことで学術書にもなるということもありますので、この冊子を瑞巖寺と松島町で話し合いをしまして印刷物に関しては松島町も半分出しましょうと。なぜなら、その印刷物は松島町も今後使う方向がある。松島町にも学芸員がいますので、そういった意味では公式な場で発表することも多々あります。そういったこともありましたので松島町も半分出しますということで瑞巖寺の今回24年度の大規模改修工事の概要がすっかり固まりまして精算が大体できたんです、24年度分に関して。これにつきまして、事業費が確定したということで、印刷に係る費用を瑞巖寺でも支払えるめどが出てきたということで、今回瑞巖寺さんからも60万円出さず、町でも半分の60万円を負担して、100万円ちょっとになりますけれども、今回のこの発掘調査のまとめになる学術書を印刷しましょうということです。この学術書なんですけれども、やはり地質に関する調査なものですから白黒では判断しづらいので、どうしてもカラーの写真になります。そういったこともありまして、少し高い印刷物になりますけれど

も、後世に残るものということで今回の印刷業務を実施していきたいということでの補正の提案になります。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 非常に今までの下の地層にいいものがあると、いいものと、素晴らしいものがそのまま残っているということなんで、それは60万はカラーで後世に残すものということでもありますから、これは結構なことだと思います。そういう中で、この工事、予定された28年まで、こういった工事でもっておけるとかそういうことはない。今までの工事は順調に来ているわけで、予定どおり工事の完了というのが、今まで順調なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 工事の進捗状況ですけれども、今回のこの発掘調査もある程度は想定していた範囲でございまして、28年度、今議員が言われたとおりの日程で順調に進んでいるという報告を受けております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。

議長、最後です。今度、歳入で3ページの国有提供施設、これあそこ初原の反町のことなんですけれども、今回131万円増額になりました。これは、交付金の増額なのか、資産的にふえたのか、どっち、どういうことで増額になったのか。いいことなんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） この件に関しましては、前からいろいろ質問がありまして、明確な回答は出ない部分はあるんですけれども、国からの決定によって決まるもので、国のほうで総資産、それを上げてきたということで交付額もその分ふえてきたということになっております。（「総資産でいいですね」の声あり）はい。松島町の総資産はこのぐらいです、どこど総資産はどのぐらいですということでそれは示されるんです。その中にどういう資産があって、その価格は幾らですよというものは提示されません。あくまでも松島町の初原にある反町のほうの資産価値としてはこのぐらいですとそういう通知でございまして。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。今野 章議員。

○8番（今野 章君） ほとんど色川さんが質問してくださいましたので、残っている部分を。

1つは、安全・安心まちづくりとそれから復興まちづくりということでの施設整備の事業があるわけなんです。片方はこういう図面もついてきていると。石田沢のほうは、図面、建物の図面はなしとこういうことになっているんです。それで、両方とも今官民連携云々かんぬんのところで議論していただいて、これからの活用方法等についても検討しているということだと思んですが、その官民連携のところで活用方の方向性が出てこないと本来建物というものもつくってはいけないのではないかと。建物に合わせて使うんだという考え方ももちろんあるかとは思いますが、石田沢のほうですね、特に、こちらのほうはどんなような形式の建物にまずなるのか、その点をお伺いしたいと思ったわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 詳細については危機管理監のほうから説明いたしますけれども、まずこの資料そのものの考え方なんですけれども、石田沢は今後建築設計、避難施設として設計するというのでこれだけの図面と。まちづくり支援事業、このパノラマはもう設計終わっていますから、これを今度箱物をつくるよということなんで、当然図面はできているということなので、あえて分けたわけではなくて、できたものを、ほやほやのものを議会に出すというのが礼儀かなというのでこういうことをございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで、まちづくり、官民連携の関係で、例えばパノラマのほうは、これはこれ見ると本当に多目的スペースと地域交流スペースということで1階、2階、こうなっているわけですね。そうすると、今までのいわゆるパノラマハウスということとはもう考え方が大分違ってきているのかなというふうに思うんですが、どういう活用が考えられるんですかね、具体的には。今一生懸命議論している最中なんでしょうけれども、その辺途中経過も含めてあれば教えてほしいんです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 次世代パノラマがこういう図面で復興に値するかというと、議会も現場を見て、パノラマをあのまま改修するよりも建てかえたほうがいいのではないかと。ただ、あそこは実際は景観のいい場所ということがあって、財源がいいものを使いましょうということでこういう形で、名称は復興何々ということで、鉛筆を——ここで言う言葉ではないんですけれども、鉛筆をいろいろ考えて動かしたということをございます。形態はどのようになるかということ、当然ふだんは観光客の方々があそこで景観を楽しむ場所ということの基本を考えております。そこで何を提供するかというのが問題なのかなと思います。そこはま

だ決まっておりますけれども、ある程度観光客、全部有料かというところ、一部は共用スペースとして無料にすべきなのかなと、指定管理者が入っても。ということで、観光客優先の施設ということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで、ここで見ただけでははっきりわからないんですけども、いろいろ観光客に対して有料も含めて提供するということになるのと、設備としてどうなのかなというふうに見るわけです。もう少し何かそれにふさわしいところになっていかないとまくなはないかなと私思ったものだから、これだけだと本当に集会施設のような感じに思えないと思うんです。そういう点でもう少し構造的にあってしかるべきではなかったかと思ったので、お聞きをしております。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、大前提として、この事業、パノラマも、それから石畳もそうですが、震災復興のための事業でございまして、基本的には観光ではないと。平時においてそれを観光に流用するというような原則で交付金をいただいておりますので、そういった趣旨の設計になっております。今後、それを使う際にどういったものが必要になってくるかについては、これは交付金ではなくて別途の金を準備するようなことになろうかなというふうに思っております。具体的にじゃよく使うためにはどんなものがあるのかなということを先ほどの会議のほうでお話をしているということでございます。先ほど色川議員のほうから観光協会のかかわりがちょっと不明瞭だねというふうなお話ありましたけれども、ちょっと説明していないので申しわけないのですが、この会議については、比較的若い方々で、かつそういった民間の業務としてそれをやれそうな、やれる可能性のあるようなそういった方々、少なくともそういった世代の方々ということを基準にして委員を選んでおまして、その中でのいろんなアイデアなり、それから場合によってはそれに参入していただくという形でこの会議を運営しておりますので、必ず何がしかの前向きな結論が出て、前向きな事業方向が出てくるというふうに私は考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで、その石田沢のほうについては、これから設計だということなわけですけども、官民連携の当然事業も踏まえて設計に入っているということになるんですか。その辺はどうなんでしょうか。物だけはもうあらかた形ができて、入る側が形を変えて入ることになるので、その辺の兼ね合いです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この官民連携の会議は国の補助を使ってやっておりますので、当然ながら国もそちらの会議で出した結論には従ってくるというふうに思っておりますが、今計画中ということでございまして、原則は避難施設ということでございまして、何も結論が出ないということであってもつくるんですが、その場合にはもう避難施設、屋根があつて、壁があつて、トイレがあつて、水があつてというそういったものしかできないわけですよ。それでは寂しかろうということで、何とか結論を出そうということで会議でお話をしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いや、それで、そのとおりだと思うんです。だから、単なる避難施設にしないためにということで官民連携での会議をなさっているわけでしょう。それで、今の段階でどういう方向性がある程度は出ているんですか、じゃ。まだ全然なんですか。これはもう設計に入る段階なんでしょう、だって。その辺について。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 官民連携、全体で3回の中で今2回とりあえず終わらして、これは国の補助事業でございまして、当然コンサルタントに委託して事務的なもののバックアップをさせているということでございまして、今は全国的な先進事例の収集、そしてそれを委員の方々に紹介しながら、そしてその中で松島にどういうものがふさわしいかという部分についての、一応テーブルの上にたくさん物がのっているという状態です。これからその辺の絞り込み、そして可能性の追求をやっていければということで今作業を進めている段階でございまして。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いずれ避難施設ではあるんですけども、そういうことだけじゃない活用も考えるということでいろいろ補助もついてきているわけでしょうから、ぜひ二度手間にならないとか、避難施設としてもうつくっちゃいましたと、その後に活用でということでもたまたまお金をつけるというようなことにならないように、ぜひ方向性を出していただきながら、これは設計も入っていくということになればいいなと思いますので、いいです。そういうふうぜひお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、次、本郷地区の防災広場の整備事業です。3,600万円ほどで1,325平米ですかになるんですが、私が言いたいのは、あそこは避難場所としてどうなのかという問題なのです。

高さの問題。雨降るとあそこら辺冠水するんです、すぐに。ですから、そういう冠水も含めて考えると避難場所として本当に適切なのかという思いがどうしてもするんです、私。それで、少なくとも避難場所だけでも高さを確保するのかもしれないのかという問題もあるかと思えますので、その辺についてどういう考えなのかなと思っていましたので、何かあればお答えいただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） それでは、今、今野議員の質疑が継続していますが、ここで休憩をとりたいと思えます。休憩をとってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開を2時20分といたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今野 章議員の答弁から入ります。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 本郷地区の防災広場整備事業、これの高さについてどうなるのかというご質問ですけれども、高さについては、現況地盤の高さで整備を進めたいという方向性になっています。ちなみにこれでの採択を受けた経緯でございますが、城内地区の防災拠点という名目で復興庁とかけ合い勝ち取ったといえますか理解を得た事業でございます。通常の地震、災害のほかにもいろんなあらゆる災害ありますけれども、これらに活用できる防災広場ということで、例えばですけれども、防災訓練等にも活用できるものという理由で復興庁からご理解を得たということでございます。

ちなみに高さに関しまして、津波シミュレーション、やっておりますけれども、防災広場の今の高さでも広場の上までは水は来ないということは確認しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。周辺が冠水するというので、いざ避難というふうになったときにどうなのかなということも思いましたので質問させていただいたところでございます。

その次なんです、9ページの民生委員の一斉改選というようなたしか説明だったと思うんですが、これから高齢化等々もどんどん進んでいって大変重要な役割を担っていただくということになるんだと思うんですが、何人ぐらい改選されるんでしょうか。そして、町として望ましい民生委員の数というのはどのぐらいに想定しているのかというところをお聞かせい

ただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この平成25年度におきましては、民生委員の一斉改選の時期に入りました。それで、ことし当初から各区長さんのほうにお願いをしておりまして、その推薦ということでお願いをしておりました。それで、結果的に今40人の民生委員さん、各地区で必要な人員になっております。その中で一応37人の推薦をいただきまして、さきにこの推薦会を開きまして一応37人は決定させていただいたと。あと、3地区が実際残っているわけで、これも今その3地区、今選考を区長さんのほうにお願いいたしまして進めていただいているところございまして、おおむね1月あたりで大体決まるのかなと、推薦いただくのかなというふうに思っております、それで今回報酬を上げさせていただいているところでございます。

それで、民生委員さんのその地域における人数なんですが、地域によって約200世帯ぐらいが上限で一応活動していただくと。おおむね100世帯から200世帯というところが多くて、あと逆に北部地区に行くとも範囲は広いけれども戸数が少ないという中で、幡谷地区であれば幡谷地区で3名が今配置しているわけですが、その地域地域によってその戸数の上限はあります。一番いいのは数少なく世帯数あればそれだけ民生委員さんの活動範囲が広がるんですが、一応今の段階で全体で40地区を分けて活動していただくということで、現在はこのように適当な数かなというふうに私は思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 望ましい定員ということであれば40人という考え方だということだと思うんですが、高齢者がどんどんふえていって、単身世帯であるとか高齢者世帯というものがふえていっている現状の中で、持つ世帯の数そのものもやっぱり減らしていかないと、民生委員さんの持ち分というのがどんどん、持ち分というのかな、回らなくちゃいけないところがふえていくというのが実際の状況だろうなというふうには思うんです。そういう点では、今現在民生委員さん方からいろいろとご意見、お聞きはしていると思うんですが、ぜひそういう点では民生委員さんの余り大きな負担にならないように、できればもう少し人数をふやすなりなんなりということも考えていただくということが大事だと思いますので、これからまた、これ任期4年でしたっけ、3年でしたっけ、3年後になるのかもしれませんが、ぜひそういった視点も持っていただきながら、理想的な定員といえますか、望ましい定員といえますかそういうものを考えてほしいなというふうには思うんです。私たち議会として

も、この間、いつでしたかね、民生委員さんとお話し合いの機会を持たせていただきましたけれども、大変なんだというお話もお聞きをしておりますので、ぜひそういうふうなことで今後考えていきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、10ページ、災害救助費の県負担金の返還金、6,655万9,000円ということで、応急住宅修理にかかわるもので返還金とこういうことなんです。全体で700世帯ですかね。762件、23年度と24年度で実施をされてトータルで3億6,800万円余りの事業といいますか手当てをしたとこういうことなんです。但实际上、この2年間の事業の中で取り込めなかった事業といいますか、やりたいんだけどもなかなか手がつけれなかったというような方はいらっしやらなかったのかなど。町としては、6,655万8,000円ですから、これ平均して48万3,000円割ると140件近い件数分に大体相当するのかなと思うんですが、この件数の中で実際に応急手当したいんだけどもお金の都合いろいろあって手がつけれなかったとかそういうのはなかったのかどうか。もしあったんだとすれば、今後どういう対応が必要だというふうに考えているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 災害救助費になりますけれども、全体で資料に示しているとおり、762件ということでございます。その中で、最大52万円という形で委託で出すという形になりますけれども、この部分が約596件ほどございまして、それ以下のものがあったということでありまして、半壊以上であれば対応になったということございまして、残り約百六十何件が52万円以下のも一応やっているということでございます。そのほかに23、24といたしまして、一部損壊住宅といった中で一応やった中では百四十数件、一応町としても、10万、5万でしたけれども、補助金を対応しているという中でございました。基本的には何件かありましたけれども、それほど多く、当初切って苦情が来るのではないかとということもあったんですけども、ほとんどなかったというのが、うちらほうで電話対応なんかしてもそんな形だったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要するに、そうすると住宅応急修理制度については、ほぼ町民の皆さんの要望に応えたんだとこういう考え方なんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ええ。結果としては一応そういう形であろうというふうに理解しております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私、この費用、6,650万円ほど余っているわけですよ。非常に大きい金額だと思うんです。そういう意味で、やっぱりじゃなぜこれぐらいのものが余ったのかなと、逆に言うと。当初必要だという見込みのもとで当然これ要望している額なんでしょう、多分。だとすれば、これだけ大きいものが余ることになると、取りこぼしている部分があるんじゃないかというふうに思ったものですから、今のお話ですとほぼ取り込んでいるよということなんです、だとすればこの差はなんだったのかというところがあれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 応急修理制度もそうですけれども、一部損壊もですけれども、需要がちょっとわからないといった部分もございましたので、少し多目に見ているといった部分もございました。それとあと、52万円の方以外の方も先ほど言ったように160件ほどあるということの中では、そういった方にも利用していただいたといった部分でその分余計余ってしまったという形でございます。それから、一部損壊についても、金額は結構見たんですけども、それもかなり余って補正しておろしたということもありまして、意外とよってたらあれですけども、予想したよりは想定外に低かったという考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか一部損壊だとか何とかというのは、私のうちも含めて一部損壊ですけども、手直しをほとんどしていないとこういう状況だと思うんです。そういう意味では、こういうなかなか損壊はしているけれども直すかということになると、その状況にもよりますけれども、踏み込めないでいるという人も多いのかなというふうに思いますけれども、わかりました。

あと、最後ですけども、11ページ、先ほどウミネコの話あったんですが、これは5人の方を雇って何をするのかよくわからなかった、私聞いていて。卵をとるんですか。何を具体的にするのか、そこのところをもう一回お話いただければと。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） この作業内容につきましては、磯島等の草刈りをまず実施する形になります。その草刈りに関しましては、巣づくりがしづらい環境づくりということで、草を刈った後にはネットを張って巣づくりができない状況をつくるということも1つになってきます。

また、それから船を借り上げて、各島々の状況確認等、そういうのも含めてこちらのほうで予算を上げさせていただいているところです。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 草刈って巣づくりができないようにすると。そうするとまたどこかに行くところということになるわけです。大体的場合は近くの島に移り住んでいって、また松を枯らしていくということも考えられるんですが、そのための船を借り上げての見回りということなのかもしれないんですが、ただ見回っただけではそういう状況を解消するというふうにはやっぱりならないんだらうと思うんです。ですから、なかなかこれイタチごっこで大変だと思うんですが、やっぱりもっと抜本的に、私は草刈りして巣をつくらない、鳥をどこかにやるというよりは、島の松をどう守るのということも非常に松島にとっては大きいことではないかと思うんです。ですから、そちら側の対策もぜひ考えてほしいなというふうにも思うんです。草刈って卵産まないようにする、どこかへ行って島でまた営巣してそこで繁殖して松を枯らしていくという、このケースでもう2つ目やられているわけですね、大体雁金森あたりの近くの島やられているわけですから、そういう状況をなくすという点でやっぱりもうちょっと積極的な対策というのが必要なんではないかというふうにも思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは、私県に行って言ったんです、一網打尽にしてくれと。ウミネコ、生き物でございまして、確かに天然文化財というのですか、よくわかりませんが、それですけれども、人間の生活がまず優先されるべきでして、あんなに繁殖しているわけですから、餌さえあれば2羽いれば次からどんどんふえるわけですから、よしんば一網打尽にしても、ふえる余地というのは必ずあるんです。仙台の公園のハトとか、あれも餌さえあれば必ずふえますから。というふうなことを力説して、まず一網打尽にしてくれと言ったんですけれども、それはだめだという話になりました。しからば、今度はおっしゃるように松島の島、小さなものについては、全体に上にネットかけてくれと言ったんです。福浦島ほど大きくなれば無理ですけれども、あちらの島であれば可能ですから。金、1島あたり3、4,000万円かかるかもしれませんが、ポールを立ててネットを張れば大丈夫なはずなんです。それを4つか5つやってもらって、営巣しないと、そこで子供が産めない状態、鳥の寿命はよくわかりませんが、3年続けばほぼ根絶やしにされるんじゃないかというような提案もしたんですが、それも専門家と話してからというふうになりまして、そういうわけでこの委員会をつ

くったんです。その中でも、私としては、ちょっと話政策絡みになってしまいますけれども、政策目標としてちょっとぐらいたったらしようがないと。100羽、200羽ぐらいまではいいかもしれないけれども、それ以上は松島湾からは完全に除去するということを言ってドライブはかけたんです。1年では終わらない。2年、3年もかけてもいいから、とにかくそこになるまで、その数になるまで頑張っていたきたいというふうなことで申しました。そのとおりなるかどうかはまだわかりませんが、町長としてはそのぐらいの考えでやっておりまして、もしくはそこに至らない場合はもっともっと県にも要望しますし、うちのほうとしてもできることはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） その意気込みはすごくわかったんでありますが、なかなか松を枯らすとこういうことにつながってきますので、追い出しますと。言ってみれば害鳥に当たらないのかということもあるんです。一方で保護は確かにしなくちゃいけないとこういうのもあるわけですが、そういう被害を及ぼすという点では害鳥とこういうこともありますので、そういう害鳥駆除というものには該当しないんですか、こういうものは。そういう検討はされていないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今調べておりますけれども、町長の意図するものは受けて、委員会の中でも話はしました。やっぱり鳥の保護ということもあるということで、町長の熱い思いは伝わってきたんですけれども、私も県の方々とかいろいろ総合的に話すると、それはちょっと難しいという結論が出て、鳥獣、鳥の害ということもありましたけれども、まず先ほど色川議員のときに話しましたが、じゃ餌づけとかそういうのを段階的にやっていきましよう。島めぐりの方々はやっぱりそれが収入源ということもあるし、船に乗る方もそれが楽しみということがあったんですけれども、ご理解をいただいて段階的に4月からは完全に売らないと。あと、商店街の方々にも通知をやって協力を願っていますけれども、4月以降はもう売ってほしくないという形でやっていくという、段階的にステップを踏んでいく。磯島がだめになったら、当然島、減らなければどこかに行くということでそういう心配もあるので、段階的に進んでいかなければならないのかなと思います。ただ、町長のじれったいという気持ちは十分伝わってきますけれども、一気にできるかどうかというのも、ちょっと年を越して2、3年で進めていかなければならないのかなとは思っています。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 個体の捕獲を実施する場合なんですけれども、当面その効果の影響を検証するためということで、県のほうに捕獲の効果を検証するための試験実施という形での学術調査のための捕獲許可という形で対応は可能かと思えます。許可については、県のほうの許可になります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。何と云うのですか、試験的にやるということなんでなかなか大した数は行かないんでしょうけれども、ぜひいろいろとそういった面も研究していただいて、本当にある程度の駆除をしていただかないと、これからの松島観光にとっても大変大切な問題だと思いますので頑張ってくださいなと思うんですが、同時に今回でしたっけ、寄附金もらって抵抗性松、植樹するとういうことなんです、私は抵抗性松を植えるのもいいんですけども、大きくなるまでしばらく年数かかりますし、何度も言うんですが、やっぱり松枯れ、これの対策をやっぱりきちんとしていただきたいと、これも一生懸命おやりになっているんだろうとは思いますが、ぜひ本当に、どんどん大きい松が、形のいい松が、大体形のいいところからなくなっていくんですよ、あれ。見ていると、いい松から。そういう点では、ぜひ何度でも構いませんので県と協議をしていただいて、松枯れ対策もやっていただきたいということを最後に要望だけにしておきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） その件も、ウミネコ対策の中で等ということで、松枯れということで県の担当者も震災の年から2年間飛べなかったと。航空防除というか空から飛ぶ分が影響して今回目に見えるところまでということがありましたので、それは県でも十分認識しています。去年も県に何とか頼むということで、無理だということで、それは認識して、松島だけでなく全体を見渡して県でも進めていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

他に質疑を受けます。9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） 隣の色川議員が1件忘れたそうでございますので、かわりに質問させていただきます。

さっきのパノラマハウスの関係であります。これだけの施設、行く行くは昔のパノラマハウスのようなものも考えておられるんだとは思いますが、この施設の中に地域交流スペースとか、管理事務所、会議室等々、こういったものに行く行くは調理室とかそういったものに変えら

れるようなつくりになるのか、避難所であればなおさら調理スペースとかそういったものも含めた施設にしていかないと、単なる集会施設的なものではうまくないんじゃないかなと思いますし、一番はトイレです。何人予定されてこれだけの施設をつくるんだかわかりませんが、トイレが1階も2階も1個ずつというような内容の図面になっているわけですが、どこかの施設でもトイレの問題出て、一番は公民館、中央公民館のトイレの問題、出して増築した経過もあります。やっぱり人が寄るところ、公共施設というのは、なかなか考え方が予算とかそういったものが前面に出てつけれないのかわかりませんが、これまでのいろんな施設の内容からすると、トイレとかはやっぱり利用するのは町民、ましてやこういう観光交流館みたいなところは観光客も来られるわけですから、やっぱりいざというときのためにもトイレスペースはもっとふやしたほうが私はいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 避難所として、太齋議員が言われるとおりのトイレとか少ないんじゃないかと。確かに、ただ、屋外にもトイレがあるということもあるのでこういう形態には、数にはなっています。ただ、実際は、交付金をもらうためにここに実習室とかそういう名前になっているというのをご理解願いたいと思います。これをあとプラス単独で設備とかそういうのは、実際はここで何をするかというと、先ほど申し上げたとおり、観光客のためのということを想定してやっているのであって、これは交付金をもらうためにはこういう形にしないともらえないということなので、実際これを削ると別な名称出てくるということではないですけども、それも想定した配置にはしております、実際。平常時の利用の仕方も重視した、多分皆さんこのデザインを見てもわかるとおり、平常時の利用の仕方も重視した形態になっております。苦しい答弁なんですけれども、これ以上公式の場で——公式というか、言うべきものといろいろあると思うので、ここで議事録残るということで、会計も当然入りますから、復興庁の調査も入りますけれども、会計検査院の検査も入ることになると、交付金もらった交付の目的と違っているんじゃないかということになると交付金の返還になりますから、そのおそれがないように有効に財源を使って今回これを建てたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） いや、ここに復興まちづくり支援施設となっているわけですから、この言葉からいってもトイレ1つというのはないんじゃないですか。これは国だってやっぱり要

望をきちっとして形をつくれれば認めないわけにいかないんじゃないですか。こういうの人が集まる施設になっているんです。復興支援です。そこにトイレ1つずつというのは、ちょっと私は考えにくい。副町長が言うのもわからないわけではないんですが、言葉からしたらトイレ1つはない、そう考えますが。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 公民館と利用形態が違うということで、ここの名前は復興まちづくり支援施設ということで交付金をもらうということで太齋議員、ご理解をお願いします。

○議長（櫻井公一君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） さっき外にもトイレあると言っていますけれども、あそこのトイレは、いざとなったとき、冬場なんかほとんど凍っていて使えない状態になる可能性が高いトイレです。やっぱり、その辺も含めて、いや確かに復興支援の補助事業かもしれないですけども、だからこそ私は強くトイレ、やっぱりそういう環境がきちっとした施設にすべきだと思うんですけども、もう1回国に陳情申請してください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 要するに地下と1階ということで、実際私たち利用形態は平常時は2階のほうが余計使うのかなということなので、ここに1基必要かどうかというのも、増額になればまた補正しなきゃいけないんですけども、単独になるか、ここの中でできるかというのは検討したいと思います。それで終わりではなくてやりますんで、ただご理解願います。

○議長（櫻井公一君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） まず、いろんな方々がいざというときに利用すると思うので、やっぱり多人数になったときにこのトイレの問題は利用する方々から大きな問題提起されると思います。その前にやはり町としては対応しておくべきではないかなと思うので、それだけ言って終わりますので、心づもりしながら建設してください。

○議長（櫻井公一君） よろしいようですので、ほかに質疑ございますか。

1番 澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 済みません、1点だけお伺いいたします。

東日本大震災復興交付金第7回配分が出ておりますが、第8回目はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 第8回、今復興庁から示されておりますのが1月下旬という

ことでは、11番菅野良雄議員。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

○11番（菅野良雄君） 今、太齋議員の質問に対して検討しますという答弁でしたけれども、この補正予算はこのままにして、今後検討するということですか。この補正予算を検討するということですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） この補正予算金額はこのままで、資料の中の2階と1階ありますよね。その中の一部にこれ図面、今見た限りでは1階のほうの、要するに男子用であれば可能かなということもありますけれども、それも踏まえて予算の範囲内で対応できるかどうかということであって、改めてこれを取り下げて補正金額をするということではございません。資料の図面の中で対応したいということです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） はい、わかりました。予算の範囲内で検討するということの理解でいいんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回補正で提案した数値とか、それを議決案件のところを直すということではなくてということでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。（「議長」の声あり）赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間ですが、先ほど一般会計補正予算の質疑、審議に当たって、私経験則から申し上げますと、個人の固有名詞が出たり、あるいは私引き合いに出されましたけれども、ああいったいわゆるプライバシーにかかわるおそれのある部分での名前を出されるというのは議事録に残るんですか。ちょっとだけ確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 一応、議事録に残ります。ですから、先ほど削除に関しましては削除しますというお話もしました、議長のほうで。

○2番（赤間幸夫君） 私が気づかなかったです。じゃ、そのようにお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） プライバシー等に関することに関しましては、削除します。よろしいですか。（発言の取り消し【対象P88・P89】）

59

次に、ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第112号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第112号平成25年度松島町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第113号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第113号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第113号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第113号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第114号 平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第114号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 失礼、間違いました。次でした。

○議長（櫻井公一君） 質疑ございませんね。（「はい」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第114号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第114号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第115号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第115号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） どうも済みませんでした。

松島地区下水道事業復興調査設計業務委託料ということで小石浜と小梨屋地区の雨水ポンプ場と雨水管渠関係の実施設計とこういうことになっているんですが、小石浜地区のポンプ場の実施設計ということなんですが、現況で350ミリ、2台ですか、ポンプが設置をされているわけなんですが、これはさらにどういう形になるということなのか、その辺もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 現況につきましては今野議員おっしゃったとおりでございますが、さっきの一般会計の補正のときにもご説明しましたが、500ミリ1台を新たに増設しまして、より安全な方向に向かうということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、これはそうすると現況のポンプ場の350、2台で、この間いろいろ状況あったんですが、一昨年9月ですか、昨年の9月なのかな、台風で浸水し

ましたけれども、ああいう雨に対応はできるということになるのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 今台風も含めまして、それに対応できる施設を今回復興交付金で認められたということでございます。後藤議員のご質問にもあったのですが、小石浜沢の堤防もかさ上げします。あと放流渠が認められていますので45号線も抜くと、ポンプも1台つけるということで、より安全な水害対策をやるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、小石浜川の堤防の高さももう決まったんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 概略設計といたしましては、1メートル30センチほど高くする。トンパック今置いてありますが、それより若干高くなるイメージだと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうですね。そうすると、この間の台風21号でしたっけか、ぐらいの雨には耐え得ると。これポンプだけで対応するんじゃないかと、たしか前聞いたときは放流渠でしたっけ、これも一緒につくるというようなお話だったようにも聞いたんですが、それはどうなるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 先ほどもご説明は申し上げましたが、放流渠も当然つくりますと言ったはずですが、今野さんちょっとお聞きにならなかったでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 場所を含めてどの辺なのか、位置も含めて教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 場所につきましては、今の小石浜沢川に放流していたんですが、それを若干下流側、下流というか大観荘寄りの入り口といったほうがいいのでしょうか、入り口の、そこまでは行きませんが、近くに穴をあけて抜くということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると放流渠自体は、今信号機ありますよね。あの信号機から若干塩竈に寄ったほうのあたりですね。昔、あの辺に水路通っていたんですけども、昔あったところを再度そうすると元に戻すような格好で放流口をつくるということなんですか。そこ

のところですか。それで、その放流渠自体と今水路どうなっているんでしょうか。ポンプ場に流れ込んでいく水路から分水するというふうになるんですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待ってください。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 答弁がちょっと整理されていないと思いますので、私も入って大筋方向性を決めましたので、その辺説明したいと思います。それで細部を水道所長に説明させます。小石浜の水対策については大きく山が向って左側の砂防ダム側と、それから右奥側の大観荘側から、あそこの沢から水が入ってくるということです。小石浜、川のほうは、こっちから砂防ダム側の山から落ちてくるやつをそこで受けると。それから、大観荘側から来るものについてはそちらで新たに溝をつくって、それではいてきて、川からの排水とそれから奥から来るやつの排水を交錯しないように出してやるというようなことで計画をつくれというふうに指示はしたんですけれども。

○議長（櫻井公一君） それでは、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 放流渠の位置につきましては、現在ポンプが置いてある近くについてつくって早目に抜くという計画でございます。現在のポンプ場の位置というのは、信号と小石浜沢川とぎりぎりのところに、小石浜沢川が近くにあるのでその隣くらいにイメージして抜くということで、これから、今町長も言いましたが、小石浜沢川は区域外から流入部分をそこで全部拾いましょう。それでも拾い切れない部分がありますので、500ミリのポンプをつくってさらにはきましょうという。

○議長（櫻井公一君） 一応、実施箇所、位置図の図面を参考にしながら。今野 章議員。

○8番（今野 章君） いや、よくわからないんですけれども、要するに小石浜川ですか、これはこれで1本来ているわけですよ。そしてポンプ場があって、ポンプ場のほうは基本は大観荘側から流れてくる水を受けてやっているわけです、たしか私の記憶だと。ですから、そのポンプ場に流れ込んでくる水流を放流渠として分けて出すという考え方になるわけでしょう。別につくるんですか、水路。そこら辺がよくわからない。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 資料をお示ししておりますが、補正予算関係資料ということで、「いつも大きいの出してけろと言っているのに、またちゃっこの出して」の声あり）ちょっと小さくて申しわけありませんが、これで一応青で書いてある部分、真ん中辺あたりが入ってくるんですが、これで一応管路を1個作りましょうということです。それからあと、下のほう、ポンプのところちょっと青というか黒で抜けている部分に関しては放流渠をつ

くるということでございます。そういう計画で今走っているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いいです。だから、いつでも言うんだけれども、図面もう少し大きいのでわかりやすく出してほしいの。私見ればわかると思うんです。こういうこちゃこちゃというのでわかれと言われても、わかりづらいなと思う。これでしょう。（「その次」の声あり）ああ、こっちか。これ見ても何だかいま一つだけれどもさ。いずれにしても、もうちょっとわかりやすい図面でやっぱりどこをどう流して出すのかというのがわからないと、やっぱり議論というのはできないと思うんです、私は。私前から言っているでしょう。小石浜のあの沢の水系は約62ヘクタールあるんですよと。それに見合った排水能力を持たないとだめですよという話をしているわけですよ。実際上は町でこれまでやっているのは住宅が張りついている4.5ヘクタール分ぐらいしか見ていなかったんだと。その見直しをなささいということをお願いして、町長もじゃそうですねということになって今回見直した結果が多分こうなんだと思うんです、私は。ですから、そういう点でもう少しわかりやすい図面も出していただいて、本当に間に合うのかという議論を、専門家ですから大丈夫だとは思いますが、私はしたかったなということなんです。500ミリのポンプ1台で、それじゃあと毎分どのぐらいの排出量になるんですかね、これ。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 500、1台ですと、大体25トンくらいはける計算、毎分。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） あと、小梨屋地区なんですけれども、これももう一回説明お願いしていいですか、済みませんけれども。

○議長（櫻井公一君） じゃ、小梨屋地区についての説明を受けます。櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 小梨屋地区につきましても、資料の最終ページにございますが、これで小梨屋、仮庁舎の脇にポンプ場をつくりまして、それではき出しをかけるという計画を持ってございます。それで、ポンプ場の設計につきましても、日本下水道事業団の委託契約の中でポンプ場の設計だけはできるということです。それからあと、管渠、そこまで持っていく管につきましても自前ですのために今回委託料をとっているということでございます。それとあと、ポンプにつきましても、500ミリのポンプを2台つけるということでございます。それとあと、それでちょっと若干不安な部分もございますので、地下に調整池を設けてそれで対応しましょうという計画でございました。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それは、地下調整池というのはそうするとどこら辺に設けるのかということと、それから間坂の団地に入っていく道路、あそこのところの側溝の改修をしますよという話で進んでいるわけですが、私も色川さんも道路のかさ上げなりなんなり少ししなきゃだめだよなというお話をしていたんですが、その辺についてはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 調整池につきましては、ポンプ場の中につくるということですので、そんなに大きい調整池、ばかでかいというのは、あのスペースですのでできません。そこで一応受けるという形でございます。

それから、今の間坂の件もお話がありましたが、間坂の件につきましては、排水路、蛇ヶ崎排水区の整備を当然前の議会からご説明しましたが、排水所の改修、さらに現在蛇ヶ崎ポンプ場の能力が足りるのか足りないのか、そこにスペース的にポンプ自体ふやせるのかということ今設計をしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ポンプ場の排水能力ということも多分あるんだとは思いますが、やっぱり道路のかさ上げなり、ブロック塀でも何でもいいんですが、今度の高城川の堤防も同じようにやるんだと思うんですが、そういう形で少しかさ上げ的なことをしたほうがやっぱり私としてはあの辺の地域にとってはいいのかなというような気がするんです。それも含めてポンプの、どっちが安いといえどポンプのほうが安いのかもかもしれませんが、あの辺の人たちはそのほうが安心なのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういったことも検討しているんでしょうけれども、していただきたいなと思います。それで、ポンプ場の増設する上で面積が狭いとか狭くないとかという議論も今なさっているんでしょうけれども、関連してお聞きしますけれども、消防署はどうするんですか、あれは。いや、消防署の問題があそこじゃなくてもっと別なところに行きますよという話になればポンプ場としての確保する位置は確保できるわけでしょう。だから、その問題も含めてどうなのということは、町長、あるかと思うんです。今その辺も含めてあればお答えを願います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 消防署については、移転新設という案もありまして、震災前からその周辺にかけて話しました。で、あると。ただ、あるんですけれども、この二市三町の中で順番

があるんだそうでございます、どうも今のところだと松島よりも多賀城のほうが優先度が高くなってそちらのほうをというような話らしいんです。それを受けましてしようがないのかなというのはあるんですが、これは議会からも以前から指摘もあったんですけども、あそこの場所は冠水の場所でございますし、望ましくないということで、できればもっと高い場所ということで今考えております。将来的には必ずそちらのほうへの移転ということも考えておりますが、少なくともちょっと多賀城が終わるまでは手がかからないのかなというような現状でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。いずれ水対策というのはもう重要な課題だと、松島にとっては。沿岸部の市町村はとにかく大変なことなので、ぜひ頑張ってやっていただきたいということをお願いして終わりにします。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今野さんが今ほとんど言いましたので、まずこういうことを本当に努力、ご苦労さまです。これは地域に住んでいる人じゃないとわからないんです、本当に。寝ていられないと。私もこの間9月議会で言いましたんですけども、「あんた一晩寝てみろ、あの中で、どういう状況なのか」というせっぱ詰まった話の中から各議員が皆さん話しているわけです。本当にここまで来ていただいてありがとうございます。今言われた議員さんが言われたこと、地区の住民が知りたいんです。であるから、できれば早くこういう状況を、こうなっていますよということの住民説明会をしていただきたい。そういう中で皆さんの不安とかそういうものがありますから、それを受けとめながら、今後の対策をとっていただきたい。私、一般質問もこれのほうで出しておりますのでこれぐらいでやめますけれども、さっき小石浜です。新しく砂防川ダムの既存のやつと山側、小石浜から入っていったら右側、あの山、あそこの下にこの排水管を埋めるわけですね。そして当然大観荘さんに入る駐車場ありますね、両岸、あそこをずっと入るわけでしょう。そして、そこから流すわけでしょう。あそこの道路の入り口のほうから流すということはできないわけだから、だからもう少し大観荘の駐車場側に入っていくと。ポンプは別々につけるといことですね。今までの既存のポンプと、すぐそばかもしれないけれども、500ミリをすぐそばに置くと。それで、9月の質問のときはさらにもう一本別に45号線、穴掘ってそこに排出するというようなことだったんですけども、そこでいいんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 500ミリのポンプにつきましては、既存のポンプ場の脇に一緒につけるということです。放流渠を抜くと言ったのは、今まで小石浜は川に抜いていたんです、上に。それでオーバーフローを起こして浸水したという事例がございましたので、小石浜沢川の堤防をかき上げて、そっちにはかき上げしますというのが1つ。もう1つ、さっき言われたように大観荘の裏側から引っ張ってきて、大観荘のあと一部用地がかかるかもしれませんが、そこの設計を今回するということで、設計をしてみないとどれだけ早くかかってくるのかと、勾配もありますし、その調整も必要だということでやるということ。それからあと、放流渠は先ほど言われているとおり45号線を抜いて一本抜くと。だから、ポンプではいた水は全部放流渠を通じて流しましょうと、海に流したいという計画でございます。

○議長（櫻井公一君） 住民説明会は。櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 住民説明会におきましては、今補正予算を認められて、その後ちょっと設計業者さんを決めたいというのが最初あります。協議はちょっと早くしたいというのはありまして、それが決まり次第準備説明会はすぐやりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

他に質疑ございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第115号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第116号 平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第116号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） いや、わからないので。退職手当の特別負担金でしたっけ、何か130何万円か減と。これは、減になるというのはどういう仕組みなのか少し教えていただければと思ったんです。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） たしか135万1,000円と下水道の会計で1,339、これ1万2,000円です。この退職される方が当初3月いっぱい、年度末で退職する予定でしたが、12月末で退職したいということになりました。このときの特別負担金の計算の調整額でやめるときの丸5年分の給料のどこにランクがあるかということになりました。この方がその5年間で4級と5級、2つまたがります。ということで、ちょっと3カ月早くなったので給料安いほうに3カ月バックしている形になったということになりまして、その3カ月分の差額です。特別負担金の調整額、ここで影響が出たということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第116号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第116号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第118号 平成25年度松島町監査委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第118号平成25年度松島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件については、11番菅野良雄議員は地方自治法第117条の規定に該当し除斥されますので、退場を求めます。

〔11番 菅野良雄君 退場〕

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第118号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

松島町監査委員の任期満了に伴いまして菅野良雄氏を監査委員として任命することについて同意を賜りたく提案を申し上げます。

菅野良雄氏の経歴につきましては、資料に記載したとおりであります。平成5年に松島町議会議員に初当選され、現在に至っております。この間、総務財政常任委員会委員長等及び議会議長を歴任なされております。人格、識見ともに監査委員としてふさわしい方でありま

すので、任命について同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第118号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により、否とします。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（櫻井公一君） 準備ができましたので、議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 12票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第118号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員の入場を許します。

〔11番 菅野良雄君 入場〕

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員には監査委員の選任について同意することに決せられましたことをお知らせ申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

再開は、12月19日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後3時26分 散 会